

設置の趣旨等を記載した書類 目次

1. 設置の趣旨及び必要性	2
2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	9
3. 教育課程の編成の考え方及び特色	10
4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	22
5. 基礎となる学部との関係	33
6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	34
7. 取得可能な資格	35
8. 入学者選抜の概要	36
9. 教員組織の編制の考え方及び特色	40
10. 施設・設備等の整備計画	43
11. 社会人を対象とした大学教育の一部を本校以外の場所で開催する場合	46
12. 管理運営	47
13. 自己点検・評価	49
14. 認証評価	51
15. 情報の公表	52
16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	55

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 薬学研究科を設置する理由・必要性

ア 山陽小野田市立山口東京理科大学の沿革と大学の目的

山口東京理科大学は、山口県、小野田市（現山陽小野田市）及び宇部市から、理工系4年制大学設置の強い要請を受けて、平成7年4月にその前身である東京理科大学山口短期大学（昭和62年4月開設）を改組転換して基礎工学部（現：工学部）により発足した。「理学の普及を以て国運発展の基礎とする」という建学の精神のもと、科学技術を通じて社会に貢献できる創造力豊かな人材の養成を目指すとともに、ものづくり事業の推進という地域のニーズに応える教育研究に取り組み、山口県地域における人材育成において成果をあげてきた。

平成11年4月には大学院を新設し、基礎工学研究科基礎工学専攻（現：工学研究科工学専攻）に修士課程を設置、平成15年4月には博士後期課程を設置し、理学と工学を相補的に調和・融合させ、幅広い視点で専門分野を展望しながら、複雑化・多様化する科学技術の諸問題を工学の視点から探究し、時代の要請に豊かな発想で対応できる人材の養成に取り組んできた。

平成28年4月、設置者が学校法人東京理科大学から山陽小野田市が設置する公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に移管し、大学の名称を山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「本学」という。）に変更した。平成30年4月には、山口県における薬剤師不足の解消という地元からの要請に応え、「薬学をとおして人の健康を守る」という高い志と倫理観・研究心を持つ優れた薬剤師を養成するために「薬学部」を新設した。

このように本学は、薬学部と工学部の2学部により、地方都市における落ち着いた教育環境のもと、学校法人東京理科大学との姉妹校関係を維持強化しつつ、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に貢献することを目的としている。

イ 薬学研究科設置の経緯

平成30年4月に新設した薬学部薬学科は、薬剤師養成課程が4年制から6年制に移行してから新設された薬学科である。新しい時代の薬学に必要な情報教育、統計教育を徹底して行い、薬剤師免許取得を前提として、研究心・研究能力をもった薬剤師を養成している。学生が自ら課題を発見し、課題達成のための解決すべき問題点を抽出することができ、身に付けた知識と技能を総合的に活用して問題を解決する力を身に付けるために、4年次から卒業するまでの3年間、「臨床薬学」、「創薬科学」、「社会健康薬学」の3つの専門領域に関連する卒業研究に取り組み、大学院進学、病院及び薬局、企業及び行政の職場で働くための重要なステップとして位置付けている。

本学が立地する山口県では高齢化が急速に進み、医療体制を維持・強化するには、新しい薬剤師の在り方を実践する行動力と、研究遂行能力を兼ね備えた先導的薬剤師の育成と輩出が必要不可欠である。そのため本学では、令和6年3月に薬学部の第1期生が卒業する時期に合わせ、高度に

専門的な業務に従事するために必要な研究能力、技能、及びその基礎となる豊かな学識を備え、研究者、技術者又は医療従事者として自立し世界的水準で活躍できる人材を育成し、薬学領域における科学・医療・技術の進展に寄与するために、令和6年4月に大学院「薬学研究科薬学専攻博士課程」を設置することとした。

薬学研究科薬学専攻は、薬学領域における科学・医療・技術の進展に寄与するため、医療薬学、臨床薬学、有機化学、物理化学、生命科学、衛生化学、健康科学などの専門分野を、医療系薬学、基礎系薬学及び社会系薬学などの幅広い薬学領域並びに工学や医学、倫理学、人文社会科学など学際領域から展望し、複雑化・多様化する科学・医療・技術の諸問題を薬学の視点から探究し、時代の要請に豊かな発想で対応できる人材の養成を目的とする。

また、企業・病院・薬局・官庁・研究教育機関等での業績・経験を積み、問題意識を明確に持った社会人に対しても広く門戸を開き、社会人再教育機能の充実・強化や高度薬学職業人の育成により、社会との連携及び成果の還元に資する多様な教育活動を積極的に推進する。

ウ 薬学の大学教員を養成

厚生労働省の「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」（令和2年11月開催）によると、薬剤師免許を持った薬学部教員の確保が急務とされ、薬学部の教員の数と年齢から算出した結果、我が国において大学の薬学教育を維持していくためには、年間約200人の助教候補者が必要となるという試算が示された。

そのためには、薬学博士を養成する4年制博士課程の大学院への進学者を増やすための対策が必要であり、社会のニーズに応える薬学博士の人材を養成するための教育研究上の目的及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに沿った教育研究の実施が必要であるとした。

本学の薬学研究科は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、アカデミア及び産業界や行政など多様な研究・教育機関の中核を担う研究者や、研究能力を兼ね備えた大学教員の養成を行うことを目的として、高度な研究能力と豊かな学識に十分裏打ちされた新たな知見や価値を創出できる博士課程修了者を輩出する課程として明確な役割を担う。

エ 薬学研究者のジェンダーギャップの解消

内閣府男女共同参画局の令和4年度「男女共同参画白書」によると、我が国の研究者に占める女性研究者の割合は17.5%で、OECD加盟国の中で群を抜いて低い。また、日本の薬学分野の研究者は21,169人であるが、そのうち女性薬学研究者の割合は28%（5,968人）に留まっている。さらに、薬学分野の大学の教員のうち、教授職に占める女性の割合は、わずか8%と際立って低い状況にある。政府は、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を目指し、2020年代の可能な

限り早い時期に、指導的地位に占める女性の割合が 30 パーセント程度となるよう取り組みを進める必要があるとしている。

本学は、文部科学省の令和 2 年度「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」に、山口大学を代表機関とする共同実施機関（山陽小野田市立山口東京理科大学、宇部工業高等専門学校、宇部興産株式会社、株式会社トクヤマ徳山製造所）として採択されており、女性研究者への研究費支援、女性研究者のキャリアアップ支援事業等に取り組むと同時に、地域全体に女性活躍の期待感を広めダイバーシティの推進を牽引する役割を果たしている。

薬学研究科の基礎となる本学の薬学部では、女性学生が約 60%（354 人）と半数以上を占め、本学のダイバーシティ推進室では、女性研究者がいきいきと活躍する姿を紹介し、身近なロールモデルや研究の面白さを知ってもらう取り組みを行っている。

新設する薬学研究科は、薬学分野における女性研究者を育成・輩出することが、我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させる上で非常に重要であるとの認識に立ち、地域における女性薬学研究者養成の加速化に貢献する。

(2) 人材養成上の目的

薬学研究科薬学専攻博士課程では、「山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則」（平成 28 年学則第 2 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり人材養成上の目的を設定する。

ア 薬学研究科

薬学研究科博士課程は、高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力、技能、及びその基礎となる豊かな学識を備え、研究者、技術者又は医療従事者として自立し世界的水準で活躍できる人材を育成し、特に薬学領域における科学・医療・技術の進展に寄与することを目的とする。

イ 薬学専攻

薬学専攻は、薬学領域における科学・医療・技術の進展に寄与するため、医療薬学、臨床薬学、有機化学、物理化学、生命科学、衛生化学、健康科学などの専門分野を、医療系薬学、基礎系薬学及び社会系薬学などの幅広い薬学領域並びに工学や医学、倫理学、人文社会科学など学際領域から展望し、複雑化・多様化する科学・医療・技術の諸問題を薬学の視点から探究し、時代の要請に豊かな発想で対応できる人材の養成を目的とする。

(3) 養成する人材像

薬学研究科博士課程が養成する人材像は、次の表 1 のとおりである。

また、薬学研究科の「人材養成上の目的」と「養成する人材像」との関係は【資料 1】のとおりである。

表 1 薬学研究科博士課程が養成する人材像

専門領域	養成する人材像
医療系薬学	新しい薬剤師の在り方を自ら考え、実践する行動力と研究遂行能力を兼ね備え、地域医療に革新をもたらす先導的な薬剤師。
基礎系薬学	基礎・臨床研究を通じ、学術的・学問的な経歴を形成し未来の薬学教育を担う薬学研究者及び創薬のエキスパートとして日本の製薬関連企業を飛躍に導く創薬研究者。
社会系薬学	医薬品の社会的あるいは地域的特性の解析をとおして解決すべき問題を明らかにし、問題の解決策や新たな医療制度について医療現場や行政に積極的に提案できる社会薬学研究者及び企画立案・実行できる行政官。

(4) 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

薬学研究科博士課程では、学修成果の目標として、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次のとおり定め、修了要件となる単位を修得し、学位論文審査及び最終試験に合格した者に「博士（薬学）」の学位を授与する。

- ① 科学技術の進歩及び福祉と健康に貢献する科学者、医療人に相応しい人間性と倫理観及び使命感を身に付けている。
- ② 自身の研究課題について解決方法を自ら立案し、立案した計画に基づき調査、実験、分析、検証並びに発表及び議論する能力及び成果に対する研究者としての責任感を身に付けている。
- ③ 地域医療に革新をもたらす、あるいは創薬にイノベーションをもたらす先導的な役割を果たすために、専攻した領域の高度な専門知識を身に付けている。
- ④ 研究者及び医療人として自ら考え行動する能力に加え、リーダーシップを発揮し、幅広い国際的情報収集力及び発信力並びに国際競争力を身に付けている。

なお、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関係は【資料 2】のとおりである。

(5) 研究対象とする中心的な学問分野、専門領域及び研究分野

薬学研究科として研究対象とする中心的な学問分野は「薬学」である。また、中心的な専門領域は、「医療系薬学」、「基礎系薬学」、「社会系薬学」である。

なお、専門領域である「医療系薬学」、「基礎系薬学」、「社会系薬学」における中心的な研究分野は表 2 のとおりである。

表2 薬学研究科が研究対象とする中心的な研究分野

学問分野	専門領域	中心的な研究分野
薬学	医療系薬学	薬剤学・製剤学、薬理学、臨床薬理学、医療安全学、薬物治療学
	基礎系薬学	薬品製造化学、有機薬化学、生命物理化学、分析科学、再生医療学、生体防御学、病態生化学
	社会系薬学	基礎薬学、薬学倫理学、健康情報科学、衛生化学、生薬学・漢方、医薬品評価学、医薬品情報学

(6) 教育プログラムの学習・教育目標と修了後の進路

薬学研究科薬学専攻博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、アカデミア及び産業界や行政など多様な研究・教育機関の中核を担う薬学研究者の養成と、薬学における特定の専門分野について高度な専門性を持つ高度薬学職業人の養成のいずれにも重点を置く。

また、修了後の進路は、社会の人材需要に合わせ、研究・教育機関、企業、医療機関、薬局、行政機関、国際機関など社会の多様な場を想定している。

このことから、薬学研究科の博士課程においては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するため、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実した複線型の教育課程により、薬学研究者と高度薬学職業人の双方を養成する教育プログラムを表3のとおり編成する。

表3 薬学研究科博士課程の教育プログラム

専門領域	教育プログラム	養成する人材	備考
医療系薬学	医療系薬学研究コース	薬学研究者、高度薬学職業人	
基礎系薬学	基礎系薬学研究コース	薬学研究者、創薬研究者	
社会系薬学	社会系薬学研究コース	薬学研究者、高度薬学職業人	
医療系薬学	社会人実務薬学研究コース	実務研究者、高度薬学職業人	社会人向け教育プログラム
基礎系薬学	社会人創薬研究コース	薬学研究者、創薬研究者	
社会系薬学	社会人医療社会学研究コース	薬学研究者、高度薬学職業人	

薬学研究科博士課程が養成する人材像と、教育プログラムとの関係は【資料3】のとおりである。

また、教育プログラムにおける「学習・教育目標」と、「修了後の進路」は、次の①から⑥に示すとおりである。

① 医療系薬学研究コース

○ 学習・教育目標

研究遂行能力を兼ね備え、新しい薬剤師の在り方を実践し地域医療に革新をもたらす先導的な臨床現場の医療者を養成する。

○ 修了後の進路

修了後の進路は、薬学に携わる大学の薬学研究者、病院薬剤部等臨床における高度薬学職業人を目指す。

② 基礎系薬学研究コース

○ 学習・教育目標

疾病に苦しむ患者の救済を目指す創薬及び育薬のエキスパートとして未来の薬学教育を担う薬学研究者、企業等の場でイノベーションを生み出すリーダーを養成する。

○ 修了後の進路

修了後の進路は、国内外の製薬関連企業の創薬研究者、薬学及び創薬科学関連大学、公的研究機関の薬学研究者を目指す。

③ 社会系薬学研究コース

○ 学習・教育目標

医薬品の社会的あるいは地域的特性の解析を通して解決すべき問題を明らかにし、医療現場や行政に積極的に提案できる情報発信能力、交渉能力、説明責任能力を兼ね備え、医療制度に革新を起こす社会薬学研究者・行政官を養成する。

○ 修了後の進路

修了後の進路は、薬事及び公衆衛生に関わる官庁・地方自治体における医療行政の高度薬学職業人、社会薬学・医療社会学の教育に携わる大学の薬学研究者を目指す。

④ 社会人実務薬学研究コース（社会人向け）

○ 学習・教育目標

研究遂行能力を兼ね備え、新しい薬剤師の在り方を実践し地域医療に革新をもたらす先導的な病院薬剤師及び地域薬局薬剤師を養成する。

企業・病院・薬局・官庁・研究教育機関等での業績・経験を積み、問題意識を明確に持った社会人を対象に、在職したまま博士学位の取得を目指す。

○ 修了後の進路

修了後の進路は、病院及び薬局における高度薬学職業人、薬学教育に携わる大学の実務研究者を目指す。

⑤ 社会人創薬研究コース（社会人向け）

○ 学習・教育目標

臨床での実用化を志向した創薬科学のエキスパートとして、日本の製薬関連企業を飛躍に導くリーダーとなりうる創薬研究者を養成する。

企業・病院・薬局・官庁・研究教育機関等での業績・経験を積み、問題意識を明確に持った社会人を対象に、在職したまま博士学位の取得を目指す。

○ 修了後の進路

修了後の進路は、国内外の製薬関連企業の創薬研究者、薬学及び創薬科学関連大学、公的研究機関の薬学研究者を目指す。

⑥ 社会人医療社会学研究コース（社会人向け）

○ 学習・教育目標

実務や実社会における医薬品の社会性や地域性に関する問題の分析や考察を通じて、医療現場や行政等の実務の現場に積極的に提案できる情報発信能力、交渉能力、説明責任能力を兼ね備え、医療制度に革新を起こす社会薬学研究者・行政官を養成する。

企業・病院・薬局・官庁・研究教育機関等での業績・経験を積み、問題意識を明確に持った社会人を対象に、在職したまま博士学位の取得を目指す。

○ 修了後の進路

修了後の進路は、薬事及び公衆衛生に関わる官庁・地方自治体における医療行政の高度薬学職業人、医療コンサルタント、社会薬学・医療社会学の教育に携わる大学の薬学研究者を目指す。

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻の名称

薬学研究科の中心的な学問分野は、その基盤である「薬学」である。従って、研究科の名称を「薬学研究科」とし、そこに「薬学専攻」を置く。

(2) 学位の名称

薬学研究科が授与する学位は、中心的な学問分野に照らし、「博士（薬学）」とする。

薬学研究科の基盤となる「薬学」は、伝統的な学問分野の一つとして社会に広く認識されている。学位は、大学における教育課程の修了に係る知識・能力の証明として、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するものであり、国際通用性のある大学教育修了者相当の能力証明として発展してきた経緯を踏まえ、薬学研究科博士課程を修了したことを表す適切な名称のあり方を考慮し、学位に付記する専攻分野の名称を「薬学」とする。

(3) 研究科、専攻及び学位の英訳名称

大学が担う学問の特徴はその普遍性である。我が国で授与された学位が大学院博士課程の教育課程を修了した能力の証明として、海外の大学や研究機関、グローバル企業等において認められ通用するためには、学位の英文表記が国際的に認められる普遍性と共通性を兼ね備えていることが必要である。このため、薬学研究科薬学専攻及び学位の英訳名称を次のとおりとする。

＜研究科英訳名称＞

薬学研究科：Sanyo-Onoda City University Graduate School of Pharmaceutical Sciences

＜専攻英訳名称＞

薬学専攻：Major in Pharmaceutical Sciences

＜学位英訳名称＞

博士（薬学）：Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

薬学研究科博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う課程として教育課程を編成する。

今日の知識基盤社会にあつては、高度な研究能力と豊かな学識に十分裏打ちされた新たな知見や価値を創出できる博士課程修了者が、研究・教育機関に限らず社会の多様な場で中核的人材として活躍することが求められている。

本学の薬学研究科博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、アカデミア及び産業界や行政など多様な研究・教育機関の中核を担う研究者や、研究能力を兼ね備えた大学教員の養成を行う課程として明確な役割を担う。

さらに、薬学博士を養成する大学院として、研究者のみならず薬剤師として高度の専門性が求められる業務に必要な能力と研究マインドを涵養し、研究者の養成と、優れた研究能力等を備えた薬剤師の養成のそれぞれの目的に応じて、複数の教育課程を設けて学生に選択履修させることが適当である。

このため、本学の薬学研究科博士課程は、課程制大学院制度の趣旨に沿い、「専門科目」、「演習科目」、「研究科目」の科目区分毎に、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を達成するために必要な授業科目を配置し、学生が体系的に履修できるコースワーク型の教育課程を編成することにより、専攻分野に関する高度の専門的知識・能力の修得に加え、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図る。

ア 専門科目

専門科目は、学生が薬学の研究者として自立して研究活動を行うに足る又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る、研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。

具体的には、医療薬学、地域医療学、データサイエンス、医薬品品質保証、臨床薬学、有機化学、物理化学、生命科学、健康科学等の専門分野に関する基礎的素養の涵養を図るため、「社会系薬学・倫理特論」、「医療薬学英語特論」、「山口県地域医療学特論」、「医療薬学系薬学特論」、「臨床薬学系薬学特論」、「実践臨床薬学特論・演習」、「有機化学系薬学特論」、「物理化学系薬学特論」、「生命科学系薬学特論」、「健康科学系薬学特論」、「医薬品品質保証特論」、「医療データサイエンス特論・演習」の12科目を配置する。

このうち、科学技術の進歩及び福祉と健康に貢献する科学者、医療人に相応しい人間性と倫理観及び使命感を身に付ける「社会系薬学・倫理特論」（1単位）、研究者及び医療人として幅広い国際的情報収集力及び発信力を身に付ける「医療薬学英語特論」（1単位）、地域医療の先導的な役割を果たすため、地域医療の臨床現場における医学・薬学・医療情報に基づいたチーム医療の学術的・実践的な知識を身に付ける「山口県地域医療学特論」（2単位）は、専門科目の重要なコア科目と

して位置付け、必修とする。

イ 演習科目

演習科目は、自発的な問題意識と研究意欲に基づいて、学生が専攻する専門領域に関連する研究課題を深く掘り下げ、周辺領域を含めた先行研究など高度な薬学の情報やデータを調査・分析して有意義な情報を導き出し、発表しディスカッションすることにより、新たな価値を生み出す資質を身に付ける。演習科目は、「薬学特別演習」（4単位）を必修として配置する。

ウ 研究科目

研究科目は、学生が専攻する専門領域に関連する研究課題について、研究指導教員の指導を受けながら研究活動に取り組み、課題設定能力と課題解決能力を身に付ける。自身の研究課題について解決方法を自ら立案し、立案した計画に基づき調査、実験、分析、検証並びに発表及び議論する能力及び成果に対する研究者としての責任感を身に付け、博士課程で行った研究成果を学位論文にまとめる。研究科目は、「薬学課題研究」（20単位）を必修として配置する。

また、上記の科目区分の科目構成と、ディプロマ・ポリシーとの関係を示したカリキュラム・マップを【資料4】に示す。

(2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

薬学研究科博士課程では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を次のとおり定める。

- ① 科学者及び医療人に相応しい人間性と倫理観及び使命感を養うため、「専門科目」を配置する。
- ② 研究課題について解決方法を自ら立案し、立案した計画に基づき調査、実験、分析、検証並びに発表及び議論する能力を養うため、「演習科目」及び「研究科目」を配置する。
- ③ 高度な専門知識と地域医療における先導的な役割を果たすことができる能力を養うため、「専門科目」を配置する。
- ④ 幅広い国際的情報収集力及び発信力等を養うため、「演習科目」及び「研究科目」並びに「専門科目」の中に英語系科目を配置する。

(3) 課程制大学院制度としてのコースワーク

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）では、社会のニーズに対応した人材の養成を行うために、博士課程においては、専攻分野に関する高度の専門的知識・能力の修得に加え、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図ることが求められた。

本学の薬学研究科博士課程では、養成する人材像と修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を基本に、多様化する社会の人材需要に合わせた薬学博士を輩出するため、授業科目、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位授与へと導く体系的な教育課程を編成する。具体的には、薬学研究科の専門領域である、「医療系薬学」、「基礎系薬学」、「社会系薬学」の視点から薬学を探求し、時代の要請に豊かな発想で対応できる人材の養成を目的に、博士課程に「医療系薬学研究コース」、「基礎系薬学研究コース」、「社会系薬学研究コース」の教育プログラムを編成し、体系的に履修するコースワークを行う。

さらに、社会人再教育機能の充実・強化や高度薬学職業人の育成により、社会との連携及び成果の還元に資する多様な教育研究活動を積極的に推進するために、「医療系薬学」、「基礎系薬学」、「社会系薬学」の専門領域における社会人向け教育プログラムとして、「社会人実務薬学研究コース」、「社会人創薬研究コース」、「社会人医療社会学研究コース」を編成する。

(4) 教育プログラムの編成・実施の方針と科目区分の科目構成

薬学研究科博士課程が編成する教育プログラムである、「医療系薬学研究コース」、「基礎系薬学研究コース」、「社会系薬学研究コース」、「社会人実務薬学研究コース」、「社会人創薬研究コース」、「社会人医療社会学研究コース」の学習・教育目標、編成・実施の方針、科目区分の科目構成は、次のとおりである。

① 医療系薬学研究コース

医療系薬学研究コースは、薬学研究科の養成する人材像「新しい薬剤師の在り方を自ら考え実践する行動力と研究遂行能力を兼ね備え、地域医療に革新をもたらす先導的な薬剤師」を養成するための教育プログラムである。

○ 学習・教育目標

研究遂行能力を兼ね備え新しい薬剤師の在り方を実践し地域医療に革新をもたらす先導的な臨床現場の医療者を養成する。

○ 編成・実施の方針

- A 医療系薬学の専門領域に関する最先端の研究を自ら遂行できる医薬品開発・育薬研究の能力を涵養する。[研究科目] [演習科目] [専門科目]
- B 最先端の薬剤師業務及び医薬品の品質保証、医療データ分析並びに健康科学・医療薬学・臨床薬学に関する最新の講義を通じて、先端的薬剤師としての知識と能力の向上を図る。[専門科目]
- C 薬物治療や医薬品管理、疫学研究に関する実践的な研究能力及び研究で得られた結果に基づく具体的な問題解決方策等の医療現場への応用力を育成する。[研究科目] [演習科目]

D 地域医療の現状や医療に関する社会課題を題材として学ぶことで、医療薬学の専門領域に関する最先端の研究により地域の抱える問題を解決できる視点及び研究能力を育成し、地域に貢献できる医療薬学研究者としての倫理観を養う。[専門科目]

○ 科目構成

医療系薬学研究コースにおける科目構成は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び学習・教育目標を踏まえた【資料5】に示す履修系統図のとおりである。

医療系薬学研究コースでは、専門科目の「社会系薬学・倫理特論」、「医療薬学英語特論」、「山口県地域医療学特論」の3科目を必修とする。選択科目のうち「医療薬学系薬学特論」、「臨床薬学系薬学特論」、「健康科学系薬学特論」から1科目（2単位）以上、及び「実践臨床薬学特論・演習」、「医薬品品質保証特論」、「医療データサイエンス特論・演習」から1科目（2単位）以上の合計4単位以上を選択履修する。この他にも選択科目を自らの興味・関心に基づき自由に選択履修し、専攻分野に加え関連する分野の基礎的素養を涵養する。

また、演習科目では「薬学特別演習」を必修とし、自発的な問題意識と研究意欲に基づいて自らの研究課題を深く掘り下げ、周辺領域を含めた先行研究など高度な薬学の情報やデータを調査・分析して有意義な情報を導き出し、発表しディスカッションすることにより、新たな価値を生み出す資質を身に付ける。

さらに、研究科目では「薬学課題研究」を必修とし、研究指導教員の指導を受けながら研究活動に取り組み、課題設定能力と課題解決能力を身に付ける。研究課題に対する解決方法を立案し、計画に基づき調査、実験、分析、検証並びに発表及び議論する能力を身に付け、博士課程で行った研究成果を学位論文にまとめる。

② 基礎系薬学研究コース

基礎系薬学研究コースは、薬学研究科が養成する人材像「基礎・臨床研究を通じ、学術的・学問的な経歴を形成し未来の薬学教育を担う薬学研究者及び創薬のエキスパートとして日本の製薬関連企業を飛躍に導く創薬研究者」を養成するための教育プログラムである。

○ 学習・教育目標

疾病に苦しむ患者の救済を目指す創薬及び育薬のエキスパートとして未来の薬学教育を担う薬学研究者、企業等の場でイノベーションを生み出すリーダーを養成する。

○ 編成・実施の方針

A 基礎系薬学の専門領域に関する最先端の研究を自ら推進できる高度で先端的な研究能力を涵養する。[研究科目] [演習科目] [専門科目]

B 医薬品の品質保証及びデータサイエンス並びに有機化学・物理化学・生命科学に関する最新の講義を通じて先端的薬学研究者としての知識と能力の向上を図る。[専門科目]

- C 有機化学や物理化学、生命科学に関する実践的な研究能力及び研究で得られた結果に基づく具体的な問題解決方策等の産業や臨床への応用力を育成する。[研究科目] [演習科目]
- D 地域医療の現状や医療に関する社会課題を題材として学ぶことで、基礎薬学の専門領域に関する最先端の研究により地域の抱える問題を解決できる視点及び研究能力を育成し、地域に貢献できる基礎薬学研究者としての倫理観を養う。[専門科目]

○ 科目構成

基礎系薬学研究コースにおける科目構成は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び学習・教育目標を踏まえた【資料6】に示す履修系統図のとおりである。

基礎系薬学研究コースでは、専門科目の「社会系薬学・倫理特論」、「医療薬学英語特論」、「山口県地域医療学特論」の3科目を必修とする。選択科目の中から、「有機化学系薬学特論」、「物理化学系薬学特論」、「生命科学系薬学特論」から1科目（2単位）以上、及び「医薬品品質保証特論」、「医療データサイエンス特論・演習」から1科目（2単位）以上の合計4単位以上を選択履修する。この他にも選択科目を自らの興味・関心に基づき自由に選択履修し、専攻分野に加え関連する分野の基礎的素養を涵養する。

また、演習科目では「薬学特別演習」を必修とし、自発的な問題意識と研究意欲に基づいて自らの研究課題を深く掘り下げ、周辺領域を含めた先行研究など高度な薬学の情報やデータを調査・分析して有意義な情報を導き出し、発表しディスカッションすることにより、新たな価値を生み出す資質を身に付ける。

さらに、研究科目では「薬学課題研究」を必修とし、研究指導教員の指導を受けながら研究活動に取り組み、課題設定能力と課題解決能力を身に付ける。研究課題に対する解決方法を立案し、計画に基づき調査、実験、分析、検証並びに発表及び議論する能力を身に付け、博士課程で行った研究成果を学位論文にまとめる。

③ 社会系薬学研究コース

社会系薬学研究コースは、薬学研究科が養成する人材像「医薬品の社会的あるいは地域的特性の解析をとおして解決すべき問題を明らかにし、問題の解決策や新たな医療制度について医療現場や行政に積極的に提案できる社会薬学研究者及び企画立案・実行できる行政官」を養成するための教育プログラムである。

○ 学習・教育目標

医薬品の社会的あるいは地域的特性の解析を通して解決すべき問題を明らかにし、医療現場や行政に積極的に提案できる情報発信能力、交渉能力、説明責任能力を兼ね備え、医療制度に革新を起こす社会薬学研究者・行政官を養成する。

○ 編成・実施の方針

- A 社会系薬学の専門領域に関する最先端の研究を自ら遂行し社会課題を解決する研究能力を涵養する。[研究科目][演習科目][専門科目]
- B 医薬品の品質保証及び医療データ分析並びに社会系薬学、健康科学に関する最新の講義を通じて、先端的社会薬学研究者としての知識と能力の向上を図る。[専門科目]
- C 公衆衛生、生薬漢方、データサイエンス、医療倫理、医療政策、社会保障や医療経済に関する実践的な研究能力及び研究で得られた結果に基づく具体的な問題解決方策等の行政や医療業界への提案力・発信力を育成する。[研究科目][演習科目]
- D 地域医療の現状や医療に関する社会課題を題材として学ぶことで、社会薬学の専門領域に関する最先端の研究により地域の抱える問題を解決できる視点及び研究能力を育成し、地域に貢献できる社会薬学研究者としての倫理観を養う。[専門科目]

○ 科目構成

社会系薬学研究コースにおける科目構成は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び学習・教育目標を踏まえた【資料7】に示す履修系統図のとおりである。

社会系薬学研究コースでは、専門科目の「社会系薬学・倫理特論」、「医療薬学英語特論」、「山口県地域医療学特論」の3科目を必修とする。選択科目のうち「健康科学系薬学特論」、「医薬品品質保証特論」、「医療データサイエンス特論・演習」から2科目（4単位）以上を選択履修する。この他にも選択科目を自らの興味・関心に基づき自由に選択履修し、専攻分野に加え関連する分野の基礎的素養を涵養する。

また、演習科目では「薬学特別演習」を必修とし、自発的な問題意識と研究意欲に基づいて自らの研究課題を深く掘り下げ、周辺領域を含めた先行研究など高度な薬学の情報やデータを調査・分析して有意義な情報を導き出し、発表しディスカッションすることにより、新たな価値を生み出す資質を身に付ける。

さらに、研究科目では「薬学課題研究」を必修とし、研究指導教員の指導を受けながら研究活動に取り組み、課題設定能力と課題解決能力を身に付ける。研究課題に対する解決方法を立案し、計画に基づき調査、実験、分析、検証並びに発表及び議論する能力を身に付け、博士課程で行った研究成果を学位論文にまとめる。

④ 社会人実務薬学研究コース

社会人実務薬学研究コースは、薬学研究科が養成する人材像「新しい薬剤師の在り方を自ら考え実践する行動力と研究遂行能力を兼ね備え、地域医療に革新をもたらす先導的な薬剤師」を養成するための、社会人向け教育プログラムである。学生は在職したまま博士学位の取得を目指す。

○ 学習・教育目標

研究遂行能力を兼ね備え、新しい薬剤師の在り方を実践し地域医療に革新をもたらす先導的な

病院薬剤師及び地域薬局薬剤師を養成する。

○ 編成・実施の方針

- A 臨床現場や医療現場の課題に関する実務薬学研究を自ら遂行し薬剤師業務の課題を学術的に捉える能力及びエビデンス構築能力を涵養する。[研究科目][演習科目][専門科目]
- B 最先端の地域医療及び薬剤師業務、医薬品の品質保証、医療データ分析並びに健康科学・医療薬学・臨床薬学に関する最新の講義を通じて地域と連携して薬学的医療マネジメントを提供する高度先導的薬剤師としての知識と能力の向上を図る。[専門科目]
- C 薬学の高度化・専門化に対応した専門的知識・技能・態度を合わせもつ科学者としての視点・能力を育成する。[研究科目][演習科目]
- D 地域医療の現状や医療に関する社会課題を題材として学ぶことで、実務薬学の専門領域に関する最先端の研究により地域の抱える問題を解決できる視点及び研究能力を育成し、地域に貢献できる実務薬学研究者としての倫理観を養う。[専門科目]

○ 科目構成

社会人実務薬学研究コースにおける科目構成は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び学習・教育目標を踏まえた【資料8】に示す履修系統図のとおりである。

社会人実務薬学研究コースでは、専門科目の「社会系薬学・倫理特論」、「医療薬学英語特論」、「山口県地域医療学特論」の3科目を必修とする。選択科目のうち「医療薬学系薬学特論」、「臨床薬学系薬学特論」、「健康科学系薬学特論」から1科目（2単位）以上、及び「実践臨床薬学特論・演習」、「医薬品品質保証特論」、「医療データサイエンス特論・演習」から1科目（2単位）以上の合計4単位以上を選択履修する。この他にも選択科目を自らの興味・関心に基づき自由に選択履修し、専攻分野に加え関連する分野の基礎的素養を涵養する。

また、演習科目では「薬学特別演習」を必修とし、自発的な問題意識と研究意欲に基づいて自らの研究課題を深く掘り下げ、周辺領域を含めた先行研究など高度な薬学の情報やデータを調査・分析して有意義な情報を導き出し、発表しディスカッションすることにより、新たな価値を生み出す資質を身に付ける。

さらに、研究科目では「薬学課題研究」を必修とし、研究指導教員の指導を受けながら研究活動に取り組み、課題設定能力と課題解決能力を身に付ける。研究課題に対する解決方法を立案し、計画に基づき調査、実験、分析、検証並びに発表及び議論する能力を身に付け、博士課程で行った研究成果を学位論文にまとめる。

⑤ 社会人創薬研究コース

社会人創薬研究コースは、薬学研究科が養成する人材像「基礎・臨床研究を通じ、学術的・学問的な経歴を形成し未来の薬学教育を担う薬学研究者及び創薬のエキスパートとして日本の製薬関連企業を飛躍に導く創薬研究者」を養成するための、社会人向け教育プログラムである。学生は在

職したまま博士学位の取得を目指す。

○ 学習・教育目標

臨床での実用化を志向した創薬科学のエキスパートとして、日本の製薬関連企業を飛躍に導くリーダーとなりうる創薬研究者を養成する。

○ 編成・実施の方針

- A 探索から開発への創薬プロセスに関する最先端の創薬研究を自ら推進し高度で先端的な研究能力を涵養する。[研究科目] [演習科目] [専門科目]
- B 医薬品の品質保証及びデータサイエンス並びに有機化学・物理化学・生命科学に関する最新の講義を通じて先端的創薬研究者としての知識と能力の向上を図る。[専門科目]
- C 化学合成医薬品、バイオ医薬品及び再生医療等製品等に関する実践的な研究能力及び研究で得られた結果に基づく具体的な問題解決方策等の創薬現場への応用力を育成する。[研究科目] [演習科目]
- D 地域医療の現状や医療に関する社会課題を題材として学ぶことで、創薬の専門領域に関する最先端の研究により地域の抱える問題を解決できる視点及び研究能力を育成し、地域に貢献できる創薬研究者としての倫理観を養う。[専門科目]

○ 科目構成

社会人創薬研究コースにおける科目構成は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び学習・教育目標を踏まえた【資料9】に示す履修系統図のとおりである。

社会人創薬研究コースでは、専門科目の「社会系薬学・倫理特論」、「医療薬学英语特論」、「山口県地域医療学特論」の3科目を必修とする。選択科目のうち「有機化学系薬学特論」、「物理化学系薬学特論」、「生命科学系薬学特論」から1科目（2単位）以上、及び「医薬品品質保証特論」、「医療データサイエンス特論・演習」から1科目（2単位）以上の合計4単位以上を選択履修する。この他にも選択科目を自らの興味・関心に基づき自由に選択履修し、専攻分野に加え関連する分野の基礎的素養を涵養する。

また、演習科目では「薬学特別演習」を必修とし、自発的な問題意識と研究意欲に基づいて自らの研究課題を深く掘り下げ、周辺領域を含めた先行研究など高度な薬学の情報やデータを調査・分析して有意義な情報を導き出し、発表しディスカッションすることにより、新たな価値を生み出す資質を身に付ける。

さらに、研究科目では「薬学課題研究」を必修とし、研究指導教員の指導を受けながら研究活動に取り組み、課題設定能力と課題解決能力を身に付ける。研究課題に対する解決方法を立案し、計画に基づき調査、実験、分析、検証並びに発表及び議論する能力を身に付け、博士課程で行った研究成果を学位論文にまとめる。

⑥ 社会人医療社会学研究コース

社会人医療社会学研究コースは、薬学研究科が養成する人材像「医薬品の社会的あるいは地域的特性の解析をとおして解決すべき問題を明らかにし、問題の解決策や新たな医療制度について医療現場や行政に積極的に提案できる社会薬学研究者及び企画立案・実行できる行政官」を養成するための、社会人向け教育プログラムである。学生は在職したまま博士学位の取得を目指す。

○ 学習・教育目標

実務や実社会における医薬品の社会性や地域性に関する問題の分析や考察を通じて、医療現場や行政等の実務の現場に積極的に提案できる情報発信能力、交渉能力、説明責任能力を兼ね備え、医療制度に革新を起こす社会薬学研究者・行政官を養成する。

○ 編成・実施の方針

- A 医療や医薬品の社会性や地域性をテーマとする研究を自ら遂行し医療における社会課題を学術的に捉える能力及びエビデンス構築能力を涵養する。[研究科目][演習科目][専門科目]
- B 医薬品の品質保証及び医療データ分析並びに社会系薬学、健康科学に関する最新の講義を通じて政策提言・立案者としての知識と能力の向上を図る。[専門科目]
- C 公衆衛生、生薬漢方、データサイエンス、医療倫理、医療政策、社会保障や医療経済に関する実践的な研究能力及び研究で得られた結果に基づく具体的な問題解決方策等の行政や医療業界への提案力・発信力を育成する。[研究科目][演習科目]
- D 地域医療の現状や医療に関する社会課題を題材として学ぶことで、医療社会学の専門領域に関する最先端の研究により地域の抱える問題を解決できる視点及び研究能力を育成し、地域に貢献できる医療社会学研究者としての倫理観を養う。[専門科目]

○ 科目構成

社会人医療社会学研究コースにおける科目構成は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び学習・教育目標を踏まえた【資料10】に示す履修系統図のとおりである。

社会人医療社会学研究コースでは、専門科目の「社会系薬学・倫理特論」、「医療薬学英語特論」、「山口県地域医療学特論」の3科目を必修とする。選択科目のうち「健康科学系薬学特論」、「医薬品品質保証特論」、「医療データサイエンス特論・演習」から2科目（4単位）以上を選択履修する。この他にも選択科目を自らの興味・関心に基づき自由に選択履修し、専攻分野に加え関連する分野の基礎的素養を涵養する。

また、演習科目では「薬学特別演習」を必修とし、自発的な問題意識と研究意欲に基づいて自らの研究テーマを掘り下げ、周辺領域を含めた先行研究など高度な薬学の情報やデータを調査・分析して有意義な情報を導き出し、発表しディスカッションすることにより、新たな価値を生み出す資質を身に付ける。

さらに、研究科目では「薬学課題研究」を必修とし、研究指導教員の指導を受けながら研究活

動に取り組み、課題設定能力と課題解決能力を身に付ける。研究課題に対する解決方法を立案し、計画に基づき調査、実験、分析、検証並びに発表及び議論する能力を身に付け、博士課程で行った研究成果を学位論文にまとめる。

(5) 科目の単位数の考え方

本学では、「山陽小野田市立山口東京理科大学学則」(平成28年学則第1号)の第9条第2項の規定に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する。この45時間の学修は、講義、演習等の授業時間に加えて、学生が自主的に行う準備、学習等の自習時間が含まれる。また、大学における授業時間の下限として、講義及び演習の授業科目は、15時間の授業と30時間の自習をもって1単位とする。実験及び実習の授業科目は、30時間の授業と15時間の自習をもって1単位とする。研究の授業科目は、30時間の研究活動と15時間の自習をもって1単位とする。

(6) 学年の始期

学年の始期は、学則第18条の規定に基づき、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。また、学生の受け入れは、学則第21条の2の規定に基づき、学年の始めとする。

(7) 学修成果に対する評価の方針(アセスメント・ポリシー)

本学では、教育活動の改善・充実を図ることを目的として、3つの方針(学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受け入れ方針)に基づく各種の取り組み状況、学位授与の方針に定める学生が修得すべき資質・能力等に対して、大学全体、教育課程、授業科目のレベル別に把握・測定し、その達成状況を評価・検証を行っている。

薬学研究科では、学修成果に対する評価の方針(アセスメント・ポリシー)を【資料11】のとおり定め、その達成状況を客観的に評価(測定)し、改善活動に活用する。

(8) 薬学研究科の特色

ア 医療薬学倫理教育

中央教育審議会では「未来を牽引する大学院教育改革」(平成27年9月15日)をとりまとめ、大学院教育では高い倫理的意識の涵養が求められ、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す人材を育成することが、我が国社会の喫緊の課題であると提言した。

本学の薬学研究科では、医療人に相応しい人間性と倫理観を身に付け、科学技術の進歩及び福祉と健康に貢献するために、医療薬学倫理教育を重視し、「社会系薬学・倫理特論」を必修とする。創薬研究・新薬開発において遵守すべき諸基準、人を対象とする生命科学・医学系研究やヒトゲノム・遺伝子解析研究等において研究者が遵守すべき倫理を理解し、人間の尊厳及び人権を尊重して

適切に研究を行うことができる高度薬学人材を育成する。

イ 医薬品品質保証（GMP）教育

薬学研究科の基礎となる本学の薬学部では、医薬品の製造と品質管理に関する国際基準である GMP（Good Manufacturing Practice）の知識と技術を身に付けた薬学人を育成するために、山口県、山口県製薬工業協会、本学の産学官が連携した医薬品品質保証教育プログラムである、「GMP カレッジ」を実施し、ワークショップ、医薬品製造工場の見学、模擬製造体験、企業の方と学生との意見交換等を実施している。

人に医薬品等を使用する際の規制の体系は、医薬品等の投与の目的や投与する物質の違いにより異なっており、医薬品開発時の品質確保、実際の医薬品製造時の品質確保に対応できる能力が重要である。医薬品等には、低分子医薬品、生物学的製剤、抗体医薬品、遺伝子治療製品、核酸医薬品、再生医療等製品など様々なモダリティがあり、医薬品等の品質を確保するために必要な試験、規格、製法管理等は、その特性によって全く異なっている。それらがどのように異なっており、その根底にある基本的考え方を身に付け、医薬品等を製造する際には、医薬品の製造管理及び品質管理の基準である GMP に沿った製造管理・品質管理を行うことができる高度薬学人材を輩出するため、新設する薬学研究科においても、医薬品品質保証（GMP）教育を重視し、専門科目に「医薬品品質保証特論」を配置する。

ウ 医療データサイエンス・統計教育

薬学研究科の基礎となる本学の薬学部では、Society5.0 を先導する新しい時代の薬学に必要なデータサイエンス・統計教育を徹底して行っている。特に統計教育は、臨床薬学上の薬の効果や副作用の評価において、また社会健康薬学においても必須の教科と考え、数理工学情報科学に関わる授業科目として、「入門情報リテラシー」、「情報リテラシー」、「バイオ・ケモインフォマティクス」、「インシリコ創薬」を設定するとともに、統計学に関わる授業科目として、「入門統計推計学」、「生物統計学」、「臨床統計学」、「健康ビッグデータ解析学」の統計関係の科目 4 つ全てを必修科目として設定したことが本学薬学部の大きな特色となっている。

さらに、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」により、数理・データサイエンス・AI を使いこなすことができる基礎的素養を身に付ける教育に取り組んでおり、本教育プログラムは、文部科学省の数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度「リテラシーレベル」として認定され、同認定制度の「リテラシーレベル・プラス」に選定されている。

医療現場の IT 化に伴い蓄積された様々な医療データを解析し、データ内に隠れている新たな情報を見出すことは医療の進歩に直結することから、薬学分野におけるデータサイエンス・統計教育は非常に重要である。新設する薬学研究科においても、専門科目に「医療データサイエンス特論・演習」を配置し、医療データ解析に必要な解析技術である多変量解析、機械学習、深層学習などの

統計及びデータ解析技術を実際の例を交えてそれらの技術を習得するなどの医療データサイエンス・統計教育を行い、統計に強い高度薬学人材を輩出する。

エ 地域医療教育

中央教育審議会「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿」（平成31年1月22日）では、大学院博士課程に在学する学生が早い段階から実社会との接点を多様に確保していくことが特に有意義であり、地域課題解決のための専門家として実務家教員を積極的に活用した実践的な教育が必要であるとしている。

地方の医療系大学では、地域医療における多職種教育が重要な課題であり、薬学の学士課程教育のみならず大学院博士課程でも継続した臨床知識のインプット・アウトプットが必要である。

このため、新設する薬学研究科では、地域医療の課題を理解して実社会との接点を確保する教育を重視し、「山口県地域医療学特論」を必修とし、実務家教員による実践的な教育に取り組む。特に現代病である糖尿病、感染症、循環器疾患、がん及び精神疾患等の専門性・特殊性を理解し、地域の医療関連施設の中でチーム医療の一員として地域住民に信頼される高度薬学人材を輩出する。

オ 社会人のリカレント教育

中央教育審議会「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿」（平成31年1月22日）では、大学院において社会人を対象としたリカレント教育の機会を提供することは重要なテーマであり、社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムには大きな社会の期待があること、そのために高度なメディアの活用促進により、社会人が時間や場所を選ばずに働きながら学べる環境の構築を促すことが重要であると提言した。

薬学研究科の基礎となる本学の薬学部では、社会人を対象にした「薬剤師のDX分野等スキルアッププログラム」を編成し、社会人再教育機能の充実・強化に積極的に取り組んでいる。本教育プログラムは、「基礎講座～DXの先にある新しいヘルスケア産業」、「デジタルDXスキル講座」、「薬局マネジメントDX講座」、「実習講座」、「薬剤師ヒューマニティ講座」からなる60時間の体系的な講座であり、文部科学省の「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」にも選定されている。

新設する薬学研究科では、社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムとして、「社会人実務薬学研究コース」、「社会人創薬研究コース」、「社会人医療社会学研究コース」を編成し、業務の繁閑にあわせて柔軟な受講が可能となるよう高度なメディアを活用し、多忙な社会人の時間的・空間的な障壁を低下させる教育を展開する。

4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法、学生数及び配当年次の設定

薬学研究科では、人材養成上の目的を達成するとともに、教育水準の確保に向けて、教育効果を高め、学生の主体性と能力に応じた適切な教育を行うため、次の教育方法を取り入れる。

ア 専門科目

専門科目は、1年次又は2年次に配当する。講義又は講義に演習を組み込んだ授業方法により行い、授業の第1回目にイントロダクションを置き、学生が授業全体の背景と位置付け、目的を理解し、学生が主体的かつ能動的に学習することができるようにする。専門科目は、必修4単位を含め8単位以上を修得する。専門科目の受講学生数は、1クラス当たり1学年5人、最大で2学年10人を基本とする。

イ 演習科目

演習科目は、「薬学特別演習」（4単位）を1年次から4年次の4年間を通して配当する。学生が専門科目で修得した専門知識や技能を総合し、研究情報あるいはデータについて事前に調査・解析・編集・総括等を行い、授業において発表・ディスカッションを行う演習形式の授業方法により行う。薬学特別演習は、各年次あたり1単位時間以上の演習に相当する授業を行い、1年次から4年次の4年間で4単位を修得することを基本とする。薬学特別演習は、学生が配属された専門領域の研究分野毎に開講（最大17クラス）し、受講学生数は1クラス当たり1学年1人、最大で4学年4人を基本とする。

ウ 研究科目

研究科目は、「薬学課題研究」（20単位）を1年次から4年次の4年間を通して配当する。学生が研究指導教員の助言を得ながら、最先端の薬学に関する研究課題と目標を設定し、課題解決のための研究計画と方法、結果の考察、論文のまとめ方、発表技術などを総合的に学修し、問題を設定する能力、解決方法を探索・試行する能力、試行結果を判断・評価する能力、状況変化や方針変更柔軟に対処する能力等を養う。

薬学課題研究の研究活動には、実験室、測定室、共同機器室、低温室等の学内外研究施設における実験、医療提供施設、行政機関、民間調査機関等を通じたアンケート調査及び情報収集、データ分析・考察・報告書作成・研究総括・論文作成等のデスクワーク、研究の進捗報告を行う研究発表会並びに学会発表が含まれる。学会発表は、研究指導教員が指定する学会において、筆頭著者として口頭又はポスター等による発表を2回行う。薬学課題研究は、年次当たり実習5単位時間以上に相当する研究活動に取り組み、1年次から4年次の4年間を通して20単位を修得することを基本とする。また、薬学課題研究は、学生が配属された専門領域毎に開講（最大8クラス）し、受講学生数は1クラス当たり1学年1人、最大で4学年4人を基本とする。

(2) 授業の実施方法

授業の実施方法は、「医療系薬学研究コース」、「基礎系薬学研究コース」、「社会系薬学研究コース」については、専門科目、演習科目、研究科目のいずれも原則として面接授業により実施する。

社会人向け教育プログラムである「社会人実務薬学研究コース」、「社会人創薬研究コース」、「社会人医療社会学研究コース」については、面接授業、遠隔授業、面接授業と遠隔授業の併用とし、多様なメディアを利用して授業を実施する。具体的な内容は「(14) 多様なメディアを利用した授業方法（インターネットを活用した遠隔授業）」にて後述する。

(3) 履修指導の方法

① 授業計画表（シラバス）

学生に対し事前に提示する授業計画（シラバス）に、教室で授業を行う講義内容に加え、学生が予習や復習など授業外において学習する具体的な内容を提示し、学生が主体的に授業のための事前及び事後学習を展開できるようにする。

② 履修系統図（カリキュラム・ツリー）

修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を基に、学生が身に付ける知識・能力と授業科目との対応関係を示した履修系統図（カリキュラム・ツリー）を大学院要覧に掲載して学生に配付するとともに、入学直後に行う大学院学修ガイダンスにおいて説明することで、学生が体系的に履修できるようにする。

③ 科目ナンバリング

授業科目に適切な番号を付し、学問の分類や学修の段階や順序等を示す「科目ナンバリング」を導入し、学生に体系的な履修を促すよう指導を行う。

④ 個別の履修指導

研究指導教員は、学生の学位取得に向けた個別の履修指導と研究指導を担当する。また、複数教員指導制（アドバイザー教員制度）として、学生が所属する専門領域の研究指導補助教員が履修指導及び履修相談を行う。

⑤ 履修科目の年間履修登録の上限（CAP制）

薬学研究科では、教育プログラムに基づくコースワークのカリキュラム編成としているため、履修科目の年間登録上限は設けないものの、教育プログラム修了に必要な専門科目の他にも、関連分野に関する基礎的素養を涵養するために履修を推奨するなど、学生の十分な学習時間確保の方策に努める。

(4) 授業科目の履修

ア 専門科目

専門科目は、必修科目である「社会系薬学・倫理特論」(1単位)、「医療薬学英语特論」(1単位)、「山口県地域医療学特論」(2単位)の3科目4単位と、選択科目の中から履修する教育プログラムが指定する科目4単位を含み合計8単位以上を履修する。

イ 演習科目

演習科目は、必修科目である「薬学特別演習」(4単位)を1年次から4年次の4年間を通して履修する。学生は、自発的な研究意欲に基づいて自身の研究分野や研究課題に関連する英語及び日本語の学術論文や課題研究の実験データについて、積極的に調査・解析・総括を行い、ゼミ形式で発表・ディスカッションを行う。「薬学特別演習」の達成目標は表4のとおりである。

表4 薬学特別演習の達成目標

目標A	自分の研究テーマや興味に沿って英語及び日本語の研究論文を適切に検索することができる。
目標B	英語論文を適切に読む技術と能力を身に付け、英語の学術論文を精読しその内容を正確に理解することができる。
目標C	英語及び日本語の学術論文のより深い理解に必要な関連論文を適切に検索することができる。
目標D	学術論文について理解した内容をわかりやすく他者に発表・説明することができる。
目標E	発表・説明に対する他者の意見や質問を適切に理解することができる。
目標F	発表・説明に対する他者の質問に対して理論的に答えることができる。
目標G	他者とともに積極的に討論を行うためのコミュニケーション能力を身に付けている。
目標H	他者の発表内容に対して、批判的にコメントすることができる。

表4の達成目標は、学生が4年間の薬学特別演習を通して身に付ける能力である。4年間における演習の進捗は、学生個人により異なるものであるが、学生に対し計画的な演習を促すために、標準的なマイルストーンとして、次のとおり各年次における到達指標を提示する。

① 1年次の到達指標

学生が自ら行動し、自らの研究課題についての調査及び情報収集力に関わる「目標A」と、英語論文を適切に読む技術と能力を身に付け、英語の学術論文を精読しその内容を正確に理解する「目標B」の達成目標を中心に修得する。

② 2年次の到達指標

学生が自ら行動し、自らの研究課題に関連する英語の学術論文を含む幅広い情報収集力及び発表力に関わる「目標C」及び「目標D」の達成目標を中心に修得する。

③ 3年次の到達指標

研究課題についての発信及び検証する力に関わる「目標E」及び「目標F」の達成目標を中心に修得する。

④ 4年次の到達指標

研究課題についての責任感及び議論する力に関わる「目標G」及び「目標H」の達成目標を中心に修得する。

ウ 研究科目

研究科目は、必修科目である「薬学課題研究」(20単位)を1年次から4年次の4年間を通して履修する。「薬学課題研究」の達成目標は表5のとおりである。

表5 薬学課題研究の達成目標

目標A	研究者としての倫理観やモラル、コンプライアンスの意識を身に付けている。
目標B	自ら研究課題を設定し研究計画を立て、実験等の遂行により研究を実施することができる。
目標C	課題研究に関連した文献を精読・考察し、自らの研究の参考にすることができる。
目標D	実験等で得られた結果を自ら分析して仮説を立て、仮説を証明するための実験を行って研究を進めることができる。
目標E	実験データ等から研究成果を英語の論文として纏め発表することができる。
目標F	課題研究の研究成果を国内外の学会等で発表し質疑応答ができる。

表5の達成目標は、学生が4年間の薬学課題研究を通して身に付ける能力である。4年間における研究活動の進捗は、学生個人により異なるものであるが、学生に対し計画的な研究活動を促すために、標準的なマイルストーンとして、次のとおり各年次における到達指標を提示する。

① 1年次の到達指標

研究の倫理に関わる「目標A」、研究計画の立案と実践に関わる「目標B」及び「目標C」の達成目標の修得を中心とする。特に研究倫理を十分理解してから取り組むことが求められる。そのため、学生は次の4つの指標に到達することを目指す。1) 自身の研究課題について十分に理解し、解決方法を研究計画として立案することができる。2) 研究課題に関する国内外の研究成果を収集・調査・考察し、自らの研究の参考にすることができる。3) 自らが実施する研究に係る法令や倫理指針、患者情報の取扱等において配慮すべき事項を概説することができる。4) 正義性、社会性、誠実性に配慮し、法規範を遵守して研究を実施することができる。

② 2年次の到達指標

実験等で得られた結果の分析と仮説証明に関わる「目標D」の到達目標の修得を中心とする。研究のプロセスを通して知識や技能を総合的に活用することが求められる。そのため、学生は次の4つの指標に到達することを目指す。1) 研究計画に沿って意欲的に研究を実施できる。2) 現象を客観的に捉える観察眼をもち論理的に思考できる。3) 研究の各プロセスを適切に記録し結果を考察することができる。4) 得られた結果から仮説を証明するための実験を行うことができる。

③ 3年次の到達指標

2年次に引き続き「目標D」の修得を進めるとともに、研究成果のまとめと発表に関わる「目標E」及び「目標F」の到達目標を修得する。研究のプロセスを通して知識や技能を総合的に活用して問題を解決する能力を培う。そのため、学生は次の4つの指標に到達することを目指す。1) 研

研究成果を効果的なプレゼンテーションの形でまとめることができる。2) 研究成果をポスターの形でまとめることができる。3) 研究成果を口述で発表し、適切な質疑応答ができる。4) 研究成果を国内外の学会等で発表することができる。

④ 4年次の到達指標

3年次に引き続き、研究成果のまとめと発表に関わる「目標E」及び「目標F」の到達目標を修得する。研究のプロセスを通して知識や技能を総合的に活用して問題を解決する能力を培う。そのため、学生は次の3つの指標に到達することを目指す。1) 研究成果を国内外の学会等で発表することができる。2) 研究成果を英文の学術論文の形でまとめ筆頭著者として学術誌に投稿することができる。3) 研究成果を学位論文にまとめることができる。

(5) 修了要件

修了要件は、薬学研究科薬学専攻博士課程に4年以上在学し、専門科目は必修科目4単位を含め合計8単位以上、演習科目4単位、研究科目20単位、合計32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

薬学研究科博士課程修了に必要な単位数の下限を表6に示す。

表6 薬学研究科博士課程修了に必要な単位数の下限

科目区分	博士課程修了に必要な単位数の下限					
	医療系薬学研究コース	基礎系薬学研究コース	社会系薬学研究コース	社会人実務薬学研究コース	社会人創薬研究コース	社会人医療社会学研究コース
専門科目	8単位	8単位	8単位	8単位	8単位	8単位
演習科目	4単位	4単位	4単位	4単位	4単位	4単位
研究科目	20単位	20単位	20単位	20単位	20単位	20単位
合計	32単位	32単位	32単位	32単位	32単位	32単位

学位審査に必要な論文数は、学位申請者が筆頭著者で英語の査読付き原著論文が1報以上、かつ共著で英語又は日本語の査読付き原著論文が1報以上を基準とする。学位論文の骨子となる主論文は、学位申請者が筆頭著者で英語の査読付き原著論文であることを必須とする。なお、本学の薬学研究科博士課程への入学前に発表した原著論文については、主論文として認めない。

また、博士課程修了までのスケジュールを【資料12】に示す。

(6) 早期修了要件について

薬学研究科博士課程の在学期間は、「山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則」（平成28年学

則第2号)第15条の2第4項において、4年以上在学することと規定しているが、特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとし、早期修了者として学位審査の申請が可能である。

学生は、3年次の10月末日までに学術誌(査読付き)に筆頭著者として英語の原著論文2報以上が発表又は受理されていれば、博士の学位申請をし、公開論文発表と学位論文審査委員会による審査を経て、3年次修了時に学位を取得し、修了することができる。

また、早期修了の学位の申請条件は次のとおりである。

○ 早期修了の学位の申請条件

- ① 筆頭著者である査読付き英語原著論文2報以上が学術誌に発表又は受理されていること。
ただし、本学薬学研究科博士課程への入学以前に発表又は受理された原著論文については、学位審査の骨子となる主論文としては認めない。
- ② 研究指導教員の推薦があること。
- ③ 専門科目の修了要件単位数(8単位以上)を修得していること。
- ④ 薬学特別演習の達成目標を3年次10月末日までに達成していること。
- ⑤ 薬学課題研究の達成目標を3年次10月末日までに達成していること。

○ 学位の審査方法

- ① 学生は、3年次の10月末日までに早期修了の学位の申請条件を満たす場合は、同年の11月に学位の審査を申請できる。
- ② 学位論文審査委員会は、学生から早期修了の学位の申請があった場合は、翌年の1月中旬までに公開の論文発表会を実施する。
- ③ 公開論文発表会は発表時間30分とし、その後質疑応答を行う。
- ④ 上記③終了後は、通常の博士課程審査方法と同じ方法により審査する。

なお、早期修了の場合の博士課程修了までのスケジュールを【資料13】に示す。

(7) 研究指導の方法

薬学研究科を志願する者は、入学志願時に薬学研究科の研究指導教員1人を受入担当教員として申請する。受入担当教員となった研究指導教員は、学生が配属された専門領域において適切な研究指導を行う。学生は、研究指導教員と相談のうえ研究課題を決定し、研究課題に即した研究計画を定めるため、研究指導教員による指導のもと研究指導計画書を作成する。学生は、「研究科目」において、研究方法の確立、研究計画の立案、論文主題提示の方法、論文構成の仕方、発表方法等の指導により研究者としての能力を養い、博士論文題目の提出、博士論文提出及び博士論文発表会の日程に合わせ学位取得に向けての研究を進める。

また、「(12) 学位論文審査体制」にて後述するように、学位論文審査の主査を薬学研究科の研究指導教員の中から選出する。主査は、受入担当教員と協力し、専門的見地から学位論文を審査する副査

1人を薬学研究科の専任教員の中から選出する。受入担当教員は、主査及び副査とともに研究指導委員会を組織し、研究指導委員会は、学位審査の開始までの間、研究科目の進捗と達成状況の評価・検証を複数の教員により客観的に行う。

(8) 研究指導委員会

研究指導委員会は、学生の学位審査開始まで複数教員による評価・検証を行うことを目的とし、受入担当教員1名と主査1名及び専門的見地から助言できる副査1名の合計3人で構成される。受入担当教員は、委員を招集して年度ごとに研究指導委員会を開催し、研究科目の進捗と達成状況を、口頭による中間発表会及び書面による進捗報告書により客観的に評価・検証する。

(9) 主査の選出

学位論文審査を行う主査は、受入担当教員が薬学研究科の研究指導教員の中から選出する。

(10) 論文審査について

学生は、博士課程の研究成果を博士論文にまとめ、学位論文審査委員会による論文の審査及び口頭試問を経て、2月に実施される博士論文発表会で口頭発表し、最終試験に合格しなければならない。

学位論文審査委員会は、早期修了者及び標準修業年限4年を超えて学位審査を希望する者にも対応できるよう、学位論文の審査を年度内に複数回行うことができるものとする。

(11) 入学から修了までの指導プロセス及び学位の質の担保

薬学研究科博士課程に入学した学生は、「医療系薬学研究コース」、「基礎系薬学研究コース」、「社会系薬学研究コース」又は社会人向けの「社会人実務薬学研究コース」、「社会人創薬研究コース」、「社会人医療社会学研究コース」の中から、履修モデルを参考に授業科目を履修する。学生は、シラバスの情報に基づいて指定された教科書や授業独自の資料等を活用し、授業を効率的・効果的に予習・復習することができる。

専門科目に対する学生の理解度は、シラバスの記載に基づき、ディスカッションの観察、口頭試問、演習課題、レポート等により評価する。

演習科目は、必修科目の「薬学特別演習」を履修する。演習科目に対する学生の評価は、シラバスに記載する達成目標への到達度により総合的に評価する。

研究科目は、必修科目の「薬学課題研究」を履修する。研究科目に対する学生の評価は、シラバスに記載する達成目標への到達度により総合的に評価する。研究科目の進捗状況は、1年次は書面による進捗報告書、2年次と3年次は口頭による中間発表会及び進捗報告書により評価・検証する。4年次は学位審査の申請をもって進捗状況の評価と検証を行う。学生一人ひとりの学位論文作成までの進捗を研究指導委員会の複数の教員により評価・支援することで、学位論文の作成と学位論文審査の

プロセスを可視化し、複数の教員が客観的にかつ適切に関与することにより学位の質を担保する。学生は、「薬学課題研究」を履修し所定の単位を修めることにより、課題設定能力と課題解決能力を修得し、学位論文の作成と学位論文審査を経て、博士の学位授与を受けるまでのプロセスを着実に進める。

なお、薬学研究科博士課程の履修モデルを【資料 14】に示す。

(12) 学位論文審査体制

学位論文の審査は、「山陽小野田市立山口東京理科大学学位規則」（平成 28 年規則第 7 号）により行う。博士の学位を申請する時は、学位論文に学位論文の骨子となる原著論文（主論文及び副論文）を添え、加えて学位申請書、論文目録、共著者の承諾書、論文の要旨並びに履歴書及び戸籍抄本を学長に提出する。学位論文審査の申請を受け、その審査を学長から付託された研究科委員会は、博士の学位論文審査委員会を設け、審査を付託された論文の審査及び研究に関連する専門領域並びに周辺領域の知識の確認のための口頭試問を行う。

さらに公開による「学位論文発表会」を実施し、学位論文内容の発表と質疑応答を含めてこれを最終試験とする。学位論文審査委員会は、論文の審査、口頭試問及び最終試験が終了した後、論文の内容の要旨並びに審査及び口頭試問と最終試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添えて研究科委員会に報告する。研究科委員会で学位の授与を許可された場合、学生は、冊子体として学位論文を印刷して作成し、研究科長に提出する。

学位論文審査委員会は、薬学研究科博士課程に属する専任教員 3 人以上を含む 5 人とし、その構成は主査 1 人、副査 3 人、受入担当教員 1 人とする。受入担当教員は、学位論文審査の主査 1 人を、学生が入学してから研究を開始するまでの間に、薬学研究科博士課程の研究指導教員の中から選出する。主査は、専門的見地から学位論文を審査する副査 1 人を、受入担当教員と協力して、学生が入学してから研究を開始するまでの間に、薬学研究科博士課程の専任教員の中から選出する。

また、主査は、別の副査 2 人を学位論文申請時に選出する。この時に選出する副査 2 人のうちの 1 人は、本学の大学院工学研究科博士後期課程の研究指導教員から選出するものとし、学位論文審査が公正かつ客観的に行われるよう主査を支援する。もう 1 人の副査は、薬学研究科博士課程の教員又は学外若しくは本学の大学院工学研究科博士後期課程の教員から選出し、専門的見地から学位論文を審査する役割を担うものとする。

受入担当教員は、自らが研究指導を行う学生の主査及び副査になることはできない。また、主論文の共著者は、主査及び副査になることはできない。

主査は、議長として学位論文審査委員会を主宰し、学位論文の審査が公正かつ適切に行われるよう主導する。その際、主査は委員会の議長として審査が公正かつ適切に行われることに対して責任をもつものとする。

なお、主査の選出は、学位論文の審査が公正かつ適切に行われるよう主導する役割を果たす限りに

において、学生が属する専門領域（医療系薬学、基礎系薬学、社会系薬学）に関わらず薬学研究科の研究指導教員の中から選出できるものとする。また、副査の選出は、専門的見地から学位論文を審査する役割を果たす限りにおいて、学生が属する専門領域に関わらず薬学研究科の専任教員の中から選出できるものとする。

学位論文審査委員会は、早期修了者及び標準修業年限4年を超えて学位審査を希望する者にも対応できるよう、年度内に複数回設置することができるものとする。

学位論文の骨子となる主論文は、学位申請者が筆頭著者で英語の査読付き原著論文であることを必須とし、原著論文が発表された学術誌の質を含めて厳格に論文の審査を行う。また学位審査では、副論文の数と質、学位論文における論文全体の構成、文章作成能力、データを表す図表の質を含めて厳格に審査を行う。なお、学位審査に必要な論文数は、学位申請者が筆頭著者で英語の査読付き原著論文が1報以上、かつ共著で英語又は日本語の査読付き原著論文が1報以上を基準とする。

(13) 学位論文に係る評価の基準

薬学研究科博士課程では、学位論文に係る評価の客観性及び厳格性を確保するため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2第3項及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の2第2項の規定に基づき、学位論文が満たすべき水準、審査委員の体制、審査の方法、審査項目を記載した「学位論文評価基準」を【資料15】のとおり定める。学位論文の評価基準は、在学生向け書類である大学院要覧に掲載するとともに大学ホームページに掲載し、学生に対してあらかじめ明示する。

(14) 研究の倫理審査体制

本学では、「山陽小野田市立山口東京理科大学研究行動憲章」を定め、学問の自由の原則に基づき、人類共通の財産となる知識を蓄積し、次世代の人材を育成するという大学の使命を果たすべく、高い倫理観を保持しつつ、教育と研究に尽力することとしている。

研究の倫理審査体制として、人間の尊厳及び人権を守り、研究の適正な推進を図ることを目的に「山陽小野田市立山口東京理科大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程」を【資料16】のとおり定めており、学長の元に設置する倫理審査委員会が、研究の実施又は継続の適否を倫理的な観点から審査を行う体制を整備している。

(15) 他大学院における授業科目の履修

薬学研究科博士課程の学生が、他の大学院における授業科目を履修した場合は、修了要件単位に含めない。

(16) 多様なメディアを利用した授業方法（インターネットを活用した遠隔授業）

薬学研究科博士課程では、社会人向けの教育プログラムとして、医療系薬学の「社会人実務薬学研究コース」、基礎系薬学の「社会人創薬研究コース」、社会系薬学の「社会人医療社会学研究コース」を設置する。

本学が行った薬学研究科博士課程設置に向けたアンケート調査の結果では、社会人の進学希望者の多くは仕事に従事しながらの就学を希望しているため、通学が大学院進学の大きな障害となっている。この事情を考慮して、社会人向けの教育プログラムでは、面接授業、遠隔授業、面接授業と遠隔授業の併用とし、多様なメディアを利用して授業を実施する。「専門科目」、「演習科目」及び「研究科目」の授業をハイフレックス型（対面・同期オンライン・非同期オンライン）の方法により行うため、博士課程修了に必要な単位の大部分を遠隔授業により修得することができる。

専門科目のうち、「山口県地域医療学特論」、「医療薬学系薬学特論」、「臨床薬学系薬学特論」、「有機化学系薬学特論」、「物理化学系薬学特論」、「生命科学系薬学特論」、「健康科学系薬学特論」、「医薬品品質保証特論」、「医療データサイエンス特論・演習」については、面接授業とオンライン会議システムを利用した遠隔授業を併用したハイフレックス型（対面・同期オンライン・非同期オンライン）の授業方法により行う。遠隔授業は同期オンライン又は収録した授業をオンデマンドで配信するため、学生は教室以外の場所から受講することができる。

また、専門科目のうち「社会系薬学・倫理特論」と「医療薬学英語特論」については、双方向での対話等コミュニケーションを必要とすることから、面接授業と遠隔授業を併用したハイブリッド型（対面・同期オンライン）の授業方法により実施する。「社会系薬学・倫理特論」と「医療薬学英語特論」は、平日に開講するとともに、土曜日に授業を行う集中講義も開講することにより、仕事に従事しながら就学を希望する社会人が本教育課程を適切に履修できる環境と授業体制を確保する。

なお、臨床現場又は臨床現場を想定した実習室等で行われる「実践臨床薬学特論・演習」については、面接授業により実施する。

遠隔授業では、オンライン会議システム（Zoom）、LMS（Learning Management System）学習管理システム（Moodle）、電子メールにより質疑応答を行う。遠隔授業で実施した専門科目の評価は、シラバスに記載する成績評価方法に基づいて評価する。

演習科目の「薬学特別演習」は、ディスカッションや質疑応答、指導を含む双方向のコミュニケーションが必要であることから、面接授業と遠隔授業を組み合わせたハイブリッド型（対面・同期オンライン）の授業方法により実施する。遠隔授業で実施した演習科目の評価は、シラバスに記載する成績評価方法に基づいて評価する。

本学が行った薬学研究科博士課程設置に向けたアンケート調査の結果では、社会人の進学希望者の多くは従事する業務から見出された課題を学位論文の作成に関連する研究テーマとすることを希望している。このため、研究科目の「薬学課題研究」のための実験、データ分析、考察、報告書作成等の時間数には、職場等大学の研究室以外の場所で取り組んだ時間数を充てることのできるものとする。また、研究指導教員による論文作成指導、定期的な進捗報告のための口頭による中間発表会等

については、双方向の遠隔授業（同期オンライン）の方法により実施する。遠隔授業で実施した研究科目の評価は、シラバスに記載する成績評価方法に基づいて評価する。

5. 基礎となる学部との関係

薬学研究科博士課程の教育研究の柱となる専門領域と、基礎となる薬学部の教育及び研究の専門分野との間における関係図を【資料 17】に示す。

また、薬学研究科薬学専攻博士課程を担当する専任教員の専門領域を【資料 18】に示す。

6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

(1) 実施場所並びに実施方法

薬学研究科博士課程の専門科目、演習科目及び研究科目は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）25 条第 2 項の規定に基づき、社会人大学院の学生を対象に多くの部分をハイフレックス型（対面・同期オンライン・非同期オンライン）で実施する。対面・同期オンラインの場合は、大学と学生の職場又は自宅とをオンラインで結び、オンライン会議システム（Zoom）を利用してリアルタイムで実施する。非同期オンラインの場合は、大学の学習管理システム（Moodle）を経由して、学生は職場又は自宅からオンデマンドで授業コンテンツを視聴する。

なお、授業を教室以外の場所で履修できるよう、平成 13 年文部科学省告示第 51 号に基づき、学生は、授業終了後にオンライン会議システム、学習管理システム及び電子メールにより、同期・非同期に質疑応答を行うことができる。

(2) 学則の附則における規程

本学では、メディアを利用して実施する授業については、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 32 条第 5 項の規定に基づき、「山陽小野田市立山口東京理科大学学則」（平成 28 年学則第 1 号）に次のとおり規定している。

（メディアを利用して行う授業）

第 9 条の 3 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

7. 取得可能な資格

(1) 日本臨床薬理学会認定薬剤師

一般社団法人日本臨床薬理学会が認定する認定薬剤師は、同学会が認定した研修施設において、薬剤師免許取得後、指導薬剤師の指導の下で通算2年間以上の臨床薬理学に関する研修を修了することが認定要件の一つとなっている。

本学大学院薬学研究科の教員である牛島健太郎教授は、日本臨床薬理学会の指導薬剤師であり、本学は日本臨床薬理学会が認定した研修施設となっていることから、大学院薬学研究科博士課程において臨床薬理学に関する研修を修了することが可能である。

また、他の認定要件である日本臨床薬理学会学術総会での学会発表及び臨床薬理学に関する学術論文の指導も受けることができる。

8. 入学者選抜の概要

(1) 入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

薬学研究科博士課程では、研究科の人材育成上の目的、養成する人材像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を次のとおり定める。

- ① 本学の教育理念を十分理解している人
- ② 人の健康を守るという高い志を有する人
- ③ 医療系、基礎系及び社会系の薬学専門領域の探求に資する、幅広い基礎学力と高度な専門知識を身に付けている人
- ④ 薬学に対する探究心を有し、医療系薬学、基礎系薬学、社会系薬学を通して、臨床現場、医療制度あるいはアンメットメディカルニーズなどの課題を研究によって解決する意欲のある人
- ⑤ 地域医療や地域産業の発展に貢献する意欲のある人
- ⑥ 大学院研究を通して、国内外を問わず活動する意欲のある人
- ⑦ 医療系、基礎系及び社会系の薬学専門領域の探求に資する、職務に基づく豊かな社会経験をもつ人
- ⑧ 働きながら研究を行う意欲と向上心をもつ人

なお、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）との関係を【資料19】に、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）との関係を【資料20】に示す。

(2) 選抜方法

ア 選抜区分と募集人員

薬学研究科博士課程の入学者選抜は、入学志願者の能力・意欲・適正等を多面的・総合的に判断することにより、アドミッション・ポリシーに合致しているかどうか審査を行う。選抜区分は、「推薦入試」、「一般入試」及び「社会人特別選抜」により行う。募集人員は表7のとおりとする。

表7 選抜区分と募集人員

研究科	専攻	入学定員	選抜区分と募集人員		
			推薦入試	一般入試	社会人特別選抜
薬学研究科	薬学専攻	5人	2人	1人	2人

イ 選考方法

① 推薦入試

書類審査及び面接により選考する。

② 一般入試

英語の学力検査、口頭試験及び書類審査により選考する。口頭試験は、卒業論文（修士の学位を有する者は修士学位論文）の要旨、それがない場合は卒業論文（又は修士論文）に代わる研究等経過報告書について発表し、発表内容について質疑を行う。

③ 社会人特別選抜

書類審査及び面接により選考する。

ウ 出願資格

① 推薦入試

薬学研究科入学年の3月に山陽小野田市立山口東京理科大学薬学部薬学科を卒業見込みの者で、次の推薦要件を満たす者とする。

<推薦要件>

次の各号を満たす者。

- 学業成績、人物ともに優れ、研究意欲があり、将来薬学の専門領域において貢献が期待できる者
- 出願前に志望する専門領域の研究指導教員（受入担当教員）の口頭試問を受け、出願を許可された者
- 合格した場合に入学を確約できる者

② 一般入試

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 大学における修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者及び卒業見込みの者
- (イ) 薬学系（薬科学、創薬科学）の修士課程又は理学系、工学系、農学系、人文社会科学系等の大学院修士課程を修了した者及び修了見込みの者
- (ウ) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者及び修了見込みの者
- (エ) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について当該外国政府又は関係機関により評価を受けているものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程

(薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び入学時まで授与される見込みの者

(オ) 文部科学大臣の指定した者又は文部科学大臣が指定した教育施設等を修了した者及び修了見込みの者

(カ) 本学薬学研究科が、個別の入学資格審査により、大学(修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達している者

③ 社会人特別選抜

出願時に企業、病院、薬局、官庁、研究教育機関等に就業している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(ア) 大学における修業年限6年の薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者で、卒業後1年以上研究又は薬学に関する実務若しくは業務に従事した者

(イ) 薬学系(薬科学、創薬科学)の修士課程又は理学系、工学系、農学系、人文社会科学系等の大学院修士課程を修了した者で、修了後1年以上研究又は薬学に関する実務若しくは業務に従事した者

(ウ) 外国において学校教育における18年の課程(薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者で、修了後1年以上研究又は薬学に関する実務若しくは業務に従事した者

(エ) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について当該外国政府又は関係機関により評価を受けているものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者で、授与後1年以上研究又は薬学に関する実務若しくは業務に従事した者

(オ) 文部科学大臣の指定した者又は文部科学大臣が指定した教育施設等を修了した者で、修了後1年以上研究又は薬学に関する実務若しくは業務に従事した者

(カ) 本学薬学研究科が、個別の入学資格審査により、大学(薬学、医学、歯学又は獣医学する6年制学士課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、1年以上研究又は薬学に関する実務若しくは業務に従事した者で24歳に達している者

なお、一般入試の出願資格(オ)及び社会人特別選抜の出願資格(オ)の「文部科学大臣の指定した者」は、以下の者を示す。

① 旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者

- ② 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛医科大学校を卒業した者
- ③ 修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で大学院において、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- ④ 大学（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(3) 選抜体制

入学試験の実施及び合格者の決定は、「山陽小野田市立山口東京理科大学入学試験実施規程」（平成 28 年規程第 109 号）に基づいて行う。入学者選抜の実施にあたっては、開設初年度は就任予定教員で構成する準備委員会を設置し、入試に関する事項の検討から合否判定に至るまで、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 2 条の 2 の規定及び文部科学省大学入学者選抜実施要項に基づき、公正かつ妥当な方法により行う。

開学 2 年目からは、学内に設置する入学試験実施本部が入試を実施し、合否は研究科会議において審議後、合格者決定会議において承認し、学長が決定する。

9. 教員組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成及び教員配置の考え方

薬学研究科博士課程の開設年度となる令和6年度の専任教員数は25人(うち教授16人)である。教員は全員が博士号の学位を有し十分な研究業績と教育指導能力を有し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第9条第2項の基準を満たしている。

また、専任教員25人のうち、研究指導教員が8人、研究指導補助教員が9人、授業担当教員が8人で、研究指導教員と研究指導補助教員を合わせて17人を配置する。この教員構成は、平成11年文部省告示第175号「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」の専門分野「薬学」における必要教員数(研究指導教員8人以上、研究指導教員と研究指導補助教員を合わせて14人以上)を満たしている。

専任教員25人(教授16人、准教授9人)は、「医療系薬学」、「基礎系薬学」、「社会系薬学」の専門領域ごとに配置し、「医療系薬学」に7人(教授4人、准教授3人)、「基礎系薬学」に11人(教授6人、准教授5人)、「社会系薬学」に7人(教授6人、准教授1人)を配置する。

教育上主要と認める必修科目には、専任の教授又は准教授を配置する。専門科目の必修科目である「社会系薬学・倫理特論」、「医療薬学英语特論」、「山口県地域医療学特論」は教授が担当する。

必修科目である演習科目の「薬学特別演習」では、「医療系薬学研究コース」及び「社会人実務薬学研究コース」では、医療系薬学の教授又は准教授が担当する。「基礎系薬学研究コース」及び「社会人創薬研究コース」では、基礎系薬学の教授又は准教授が担当する。また、「社会系薬学研究コース」及び「社会人医療社会学研究コース」では、社会系薬学の教授又は准教授が担当する。

必修科目である研究科目の「薬学課題研究」では、「医療系薬学研究コース」及び「社会人実務薬学研究コース」では、医療系薬学の研究指導教員が担当する。「基礎系薬学研究コース」及び「社会人創薬研究コース」では、基礎系薬学の研究指導教員が担当する。また、「社会系薬学研究コース」及び「社会人医療社会学研究コース」では、社会系薬学の研究指導教員が担当する。

研究指導教員一人当たり学生の収容定員は4人(1学年1人×4年)とし、平成11年文部省告示第175号「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」の基準(収容定員15人以内)を満たしている。

(2) 実務家教員の配置

薬学研究科博士課程の専任教員には、病院薬剤師又は薬局薬剤師として豊富な実務経験を有する教員3人(教授2人と准教授1人)、製薬関連企業等の研究者として豊富な実務経験を有する教員3人(教授3人)、国家行政の官僚として豊富な実務経験を有する教員1人(教授1人)を配置している。実務経験を有する全ての教員が博士の学位と十分な研究業績を有している。

(3) 研究室の体制

薬学研究科博士課程では、「医療系薬学」、「基礎系薬学」、「社会系薬学」の専門領域ごとの大研究室を形成し、同じ専門領域の教員が連携協力する研究体制とする。さらに、専門領域を横断する「医療薬学系」、「臨床薬学系」、「有機化学系」、「物理化学系」、「生命科学系」、「健康科学系」の専門分野を置き、専門の近い複数の研究分野を形成し、組織的かつ効果的な運営を図ることができるように、専門領域からなる縦系的な研究体制と、専門の近い研究室が専門領域を超えて連携協力する横系的な研究体制が融合した、クロス・ファンクショナルな研究体制となっている。

(4) 研究分野

薬学研究科の教育研究の柱となる専門領域、専門分野及び研究分野は、表 8 のとおりである。

表 8 薬学研究科の教育研究の柱となる専門領域、専門分野及び研究分野

専門領域	専門分野	研究分野	専任教員
医療系薬学	医療薬学系	薬剤学・製剤学	研究指導教員
		薬理学	授業担当教員
	臨床薬学系	医療安全学	研究指導教員、研究指導補助教員
		薬物治療学	研究指導補助教員、授業担当教員
		臨床薬理学	研究指導教員
基礎系薬学	有機化学系	有機薬化学	研究指導補助教員、授業担当教員
		薬品製造化学	授業担当教員
	物理化学系	生命物理化学	研究指導教員、研究指導補助教員
		分析科学	研究指導教員、研究指導補助教員
	生命科学系	再生医療学	研究指導教員
		生体防御学	研究指導補助教員、授業担当教員
		病態生化学	研究指導教員、研究指導補助教員
社会系薬学	有機化学系	基礎薬学	授業担当教員
	生命科学系	薬学倫理学	授業担当教員
	健康科学系	健康情報科学	研究指導補助教員
		生薬学・漢方	研究指導教員
		衛生化学	研究指導補助教員
	医療薬学系	医薬品評価学	授業担当教員
	臨床薬学系	医薬品情報学	授業担当教員

(5) 教育組織の年齢構成

専任教員 25 人の平均年齢は 51.8 歳である。その年齢構成（開設年度）は、40 歳代が 10 人、50 歳代が 13 人、60 歳～64 歳が 2 人となっており、特定の年齢に著しく偏ることのないよう配慮し、充実した教育研究体制の維持に努めている。

本学の専任教員は、満 65 歳に達した年度の末日が定年による退職日であることが就業規則において規定されている。完成年度以内に定年を迎える者は 1 人（約 3.7%）と少なく、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化並びに教育研究の継続性が確保される構成となっている。

完成年度以内に定年を迎える年齢に達する者は、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

嘱託教員の任用及び給与に関する規程」(平成 28 年規程第 15 号) 第 8 条第 2 項の規定により、当該 1 人の教員の委嘱期間を完成年度である令和 9 年度の末日まで延長し、完成年度まで専任扱嘱託教員として雇用する。専任扱嘱託教員には、専任教員に準じた程度の給与を保障し、研究室を付与する。

なお、定年による教員の退職に伴う新任教員の採用については、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がないよう年齢構成に十分配慮を行い、人事計画に基づき計画的に行う。教員の退職に伴う後任は、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学における専任教育職員の採用及び昇任に関する規程」(平成 28 年規程第 12 号) に基づき、原則として公募により採用する。完成年度となる令和 9 年度に、同一の専門領域で複数の教員が満 65 歳以上となることはないため、教員組織の継続性が確保される計画となっている。

【資料 21】に「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学就業規則」(平成 28 年規則第 1 号) を、**【資料 22】**に「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学嘱託教員の任用及び給与に関する規程」(平成 28 年規程第 15 号) を示す。

10. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学の校地内には、体育館、運動場、トレーニングルーム及びダンスルームを完備した多目的文化施設を整備し、授業や課外活動等で有効活用されている。また、校地内には空地が確保されており、学生や教職員が授業等の合間に散策等をしながら、適宜休憩できるスペースが十分であり、教育研究活動が十分に行えるように校地、運動場の整備・充実が図られている。

(2) 校舎等施設の整備計画

ア 校舎等施設・設備

校舎の面積は、約 34,699 m²で、設置基準上必要な校舎面積 (17,354 m²) を十分に満たしている。校舎内には、無菌製剤室、調剤実習室、製剤実習室、プレナリーセッション室、スモールグループディスカッション室、研究機器センター等の施設に最新の設備を完備しており、講義、演習、研究活動を通じて、必要な専門的知識、技能を修得し、問題解決能力を備えた人材を育成するべく、実践的な教育を行う。

イ 教員研究室、教室、ゼミ室、実験・実習室等

① 研究室・測定器室・自主研究室・教員研究室

研究室は、研究活動、実験機器等の管理運営を一体化して行うため、研究分野の単位で、研究室・測定器室・自主研究室・教員室を1ユニットとして整備している。各研究室の面積は約 133 m²で、実験台やドラフトチャンバー及び実験機器等を備え、学生や教員の実験スペースとして使用する。また、研究室に隣接して測定器室 (約 59 m²) を完備し、研究スペースとして測定用の機器を整備している。研究室の対面には自主研究室 (約 83 m²) を配置し、学生の学習スペースのほかグループ討議ができる環境を整えている。教授及び准教授の居室として教員室を設置し、教員の執務のほか学生への個別指導を行う。教員室は、自主研究室に隣接し、約 22~26 m²を確保している。薬学研究科が使用する研究室、教室、ゼミ室等の配置図を【資料 23】に示す。

② 研究機器センター (質量分析室、NMR 室、物性測定室、ESR 室)

研究機器センターは、教員及び学生が教育・研究を効率的に進めることができるように、大型分析機器等を共同利用に供している。主な装置として、核磁気共鳴 (NMR) 装置 (600MHz 型、400MHz 型、270MHz 型)、電子スピン共鳴 (ESR) 装置、ストップフロー分光測定装置、高速液体クロマトグラフ質量分析装置 (LC-MS/MS)、ガスクロマトグラフ高性能飛行時間型質量分析装置 (GC-TOF/MS)、大気圧イオン化飛行時間型質量分析装置 (LC-TOF/MS) 等を整備している。

③ 薬学実習室、調剤実習室、製剤実習室、無菌製剤室

薬学実習室は、化学系実験室 2 室、生物系実験室 2 室、物理化学系実験室 2 室を整備している。

また、クリーンベンチを備えた無菌製剤室、医療調剤機器を備えた調剤実習室のほか製剤実習室を整備している。

④ プレナリーセッション室、スモールグループディスカッション室

グループで研究テーマを討議するプレナリーセッション室では、課題の提起や発表を行い、課題探究能力や問題解決能力の向上を図る。周囲に配置された SGD 室（スモール・グループ・ディスカッション室）は、与えられた課題をグループごとに討議する場所で 15 室を設置している。SDG 室は、講義及び演習の教室として活用する。

⑤ 講義室、ゼミ室

大講義室（270 席）を 1 室、中講義室（132～156 席）を計 5 室、また、ゼミ室は 7 号館に 4 室設けている。ゼミ室は、講義及び演習の教室として活用する。

⑥ P 2 実験室

遺伝子工学や分子生物学的領域の研究・教育に特化し、組換え DNA 実験、その他の遺伝子実験を行うのに必要な機器を配置した P 2 実験室を 2 室整備している。1 室は微生物用、1 室は細胞用として使用している。

⑦ 生命科学研究施設(実験動物施設)

8 号館の生命科学研究施設では、実験動物を研究用として飼育し、通常のラット、マウスの小動物を対象に、CV（一般動物）及び SPF（特定病原体を持たない動物）の 2 つに飼育・実験ゾーンを分けて整備している。

⑧ 薬草植物園

薬学教育を行うのに必要な植物の栽培や収穫及び研究を行うため、薬用植物園を整備している。

ウ 実験施設・設備、機器備品の整備計画

薬学研究科の実験施設・設備、機器備品は、既設薬学部にて設置しているものを共有する。研究分野単位に整備された研究室及び測定器室には、それぞれの研究に必要な機器・備品を揃えているほか、薬学研究科全体で使用できる共通機器や大型の測定装置については、共同機器室や研究機器センターに設置しており、これらを利活用する。

エ 情報処理施設・設備

薬学研究科では、学生にユーザーID を配布し、5 号館 1 階のコンピュータ教室、コンピュータラウンジ、6 号館 3 階のコンピュータ演習室 2、コンピュータ演習室 3 の各部屋に設置されたパソコンを利用できるようにする。学外とのインターネット接続は、学術ネットワークである SINET に 10Gbps の回線で接続し、教室、研究室、自主研究室等に有線及び無線 LAN を整備している。有線及び無線 LAN は、全ての学生と教員が利用可能である。また、セキュリティ対策としてファ

イーウォールも設置している。さらに、プレナリーセッション室には、ローカル 5 G を整備しており、高速大容量通信が可能となっている。

上述のとおり、本学では教育研究活動が十分に行えるように校舎等建物、研究室、教室、ゼミ室、機器備品、情報処理施設等の設備の充実が図られている。また、薬学研究科の各学年の授業科目が、不都合なく実施されることを示すため、薬学研究科の授業時間割を【資料 24】に示す。

(2) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学の図書館は、図書館本館（約 845 m²）及び図書館別館（約 277 m²）の両館に、電子資料を含め図書約 6.3 万冊、学術雑誌 2,590 種、視聴覚資料 509 点を所蔵、閲覧席は 258 席を設置している。学術雑誌には「Nature」、「医中誌」、「MEDICAL ONLINE」をはじめ、薬学の教育研究に重要といえる雑誌を取り揃えている。

図書館には、オンライン蔵書検索のための OPAC、論文・特許に加え世界中の化学物質及び有機化学反応情報を網羅的に検索できる SciFinder、学術研究サポート用の Web ポータルサイトである Web of Science、利用者を適切な文献に誘導し入手可否を調査できる SFX を導入している。また、学術書・専門書を中心とした電子ジャーナル約 40 種類に加え、化学系の電子ジャーナル約 400 種類が利用でき、NII との連携事業による文献複写や他大学の蔵書貸出もインターネットで申し込みできる。このほか、図書館本館及び図書館別館に学生の自学自習のためのパソコンを設置しているほか、無線 LAN によりノートパソコンを利用してネットワークに接続できる環境にある。図書館は、平日 9:00～20:00、土曜日 9:30～17:00 まで開館するため、学生の教育研究及び図書館での勉学に支障はない。図書館の整備の方針として、特に薬学は学問の性格上、情報の速報性が重要であるので、電子ジャーナルの整備に力を入れている。

また、図書館には、その機能を十分に発揮するために、司書の資格を有し、学術データベース・サービス、レファレンス・サービス、ILL (Inter Library Loan)、図書館利用教育等を担当する専門的職員を 4 名配置するとともに、図書館事務職員 3 名、図書館長である教員 1 名による 8 名の職員を配置している。

なお、薬学研究科で新たに整備予定の学術雑誌は【資料 25】のとおりである。

1.1. 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所で実施する場合

(1) 社会人向け教育プログラム

薬学研究科博士課程では、社会人再教育機能の充実・強化と、高度専門職業人の育成により社会との連携及び成果の還元に資する多様な教育活動を推進するため、社会人向け教育プログラムとして、「社会人実務薬学研究コース」、「社会人創薬研究コース」、「社会人医療社会学研究コース」を編成し、修了要件に必要な専門科目、演習科目及び研究科目の大部分を、オンライン会議システムを利用した遠隔授業により実施する。

本学では、オンライン会議システムとして Zoom を利用し、教員及び受講者に対する利用マニュアルが用意され、通信や PC アプリケーション等に関する不具合にも十分に対応できる実績を積んでいる。授業に関連した資料やレポートの提出、テストの実施、学生とのコミュニケーションについては、世界の教育機関で広く利用されている Learning Management System である Moodle を利用する。学術論文については、本学の契約雑誌であれば学外から電子ジャーナルのダウンロードが可能である。また本学図書館の蔵書については学外から閲覧・検索が可能である。このようにオンライン授業に関する施設は大学内に整備されており、教員は大学からオンライン授業を実施することができる。一方、学外で受講する学生には WiFi 等のネット環境と PC やタブレット等のインターネット周辺機器の整備が求められる。受講する学生数は、薬学研究科の収容定員から、専門科目、演習科目及び研究科目において 20 人以内を想定し、Zoom で十分に対応可能である。

なお、授業の実施方法については、令和 2 年 7 月 27 日付け文部科学省事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」に基づき、面接授業のみ実施、面接授業と遠隔授業の併用実施、遠隔授業のみ実施のいずれの場合も、授業計画（シラバス）に明示し、学生に対しては、大学院学修ガイダンスにて丁寧な説明に努めるとともに、受験者の進学先の参考となるようインターネットにより公表する。

(2) 学則における規程

本学では、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることについて、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 25 条第 2 項及び平成 13 年文部科学省告示第 51 号に基づき、「山陽小野田市立山口東京理科大学学則」（平成 28 年学則第 1 号）に次のとおり規定している。

（授業の方法）

- 第 9 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

12. 管理運営

(1) 教育研究審議会

本学では、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款」第21条にて、大学の教育研究に関する重要事項を審議するため教育研究審議会を設置することを定めている。教育研究審議会は、学長、学長が指名する理事、学部長、学長が指名する職員、法人の役員及び職員でないもので大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうち学長が任命する者により構成される。教育研究審議会は、学長が必要と認めたとときに招集し、次の事項を審議する。

- ① 中期目標について市長に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- ② 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの
- ③ 重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- ④ 教員の人事に関する事項
- ⑤ 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- ⑥ 学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の支援に関する事項
- ⑦ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位に係る方針に関する事項
- ⑧ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ⑨ その他大学の教育研究に関する重要事項

(2) 研究科会議及び研究科委員会

本学では、「山陽小野田市立山口東京理科大学大学院学則」(平成28年学則第2号)第36条にて、本学大学院の教育研究に関する審議を行うため研究科会議及び研究科委員会を設置することを定めている。研究科会議は月次に開催し、研究科委員会は議長が必要と認めたと時に開催する。

研究科会議は、当該研究科専任教員の研究指導教員、研究指導補助教員及び授業担当教員をもって組織し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べる。

- ① 学生の入学、課程の修了に関する事項
- ② 授業及び試験並びに成績に関する事項
- ③ 履修方法等に関する事項
- ④ 学生の授賞に関する事項
- ⑤ 除籍及び編入学に関する事項
- ⑥ 学事日程に関する事項
- ⑦ 授業、研究指導及び研究指導の補助の担当に関する事項
- ⑧ 研究科予算に関する事項
- ⑨ 国内外の大学等との連携に関する事項

⑩ その他教育上の連絡調整及び研究科の運営に関する事項

また、研究科委員会は、研究科長、研究指導教員のうちから研究科長に選ばれた者をもって組織し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、審議し、意見を述べる。

- ① 学位の授与に関する事項
- ② 本学大学院に関する企画並びに規程の制定及び改廃に関する事項
- ③ 学位論文の審議及び最終試験に関する事項
- ④ その他本学大学院の運営に関する事項

(3) 研究科幹事会

本学では、大学院研究科の管理運営に関する連絡調整等を円滑に行うため、「山陽小野田市立山口東京理科大学大学院研究科幹事会規程」(平成 29 年規程第 2 号)に基づき、研究科幹事会を設置することを定めている。研究科幹事は、研究科長を助け、研究科の運営に関する事項を処理する。研究科幹事会は、研究科長及び研究科幹事をもって組織し、次の事項を審議する。研究科幹事会は月次に開催する。

- ① 研究科委員会及び研究科会議における議案の予備審査に関する事項
- ② 研究科の連絡調整に関する事項
- ③ その他研究科委員会及び研究科会議から委任された事項

(4) 事務組織

教育研究審議会、研究科会議及び研究科委員会、研究科幹事会の事務は、事務局学務部教務課が所掌する。

1.3. 自己点検・評価

(1) 実施体制及び実施方法

本学では、「山陽小野田市立山口東京理科大学自己点検及び評価実施規程」（平成 28 年規程第 89 号）に基づき、学長を委員長とした自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価の項目は、文部科学大臣によって認証された認証評価機関である「大学教育質保証・評価センター」の評価基準に基づき、大学及び大学院における教育研究活動の点検・評価を行い、その結果を「点検評価ポートフォリオ」として取りまとめ、大学ホームページに掲載し公表している。

外部の評価については、毎年度、中期計画に基づく年度計画に対する自己点検・評価結果を記載した「業務実績報告書」を作成し、山陽小野田市が設置する「公立大学法人評価委員会」の評価を受けている。

(2) 自己点検・評価の項目

「点検評価ポートフォリオ」による自己点検・評価は、次の評価基準項目により行っている。

I 基準 1：法令適合性の保証に関する点検評価

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（大学・大学院）
- ロ 教員組織に関すること（大学・大学院）
- ハ 教育課程に関すること（大学・大学院）
- ニ 施設及び設備に関すること
- ホ 事務組織に関すること
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
- リ 財務に関すること
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

II 基準 2：教育研究の水準の向上に関する点検評価

III 基準 3：特色ある教育研究の進展に関する点検評価

また、6 年間の中期目標及び中期計画に基づく年度計画に関する自己点検・評価は、次の評価基準項目により行っている。

I. 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

- 1 教育に関する目標を達成するための措置
- 2 学生への支援に関する目標を達成するための措置
- 3 研究に関する目標を達成するための措置

- II. 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置
 - 1 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置
 - 2 企業・医療機関・他の高等教育機関等との連携に関する目標を達成するための措置
 - 3 教育機関との連携に関する目標を達成するための措置
 - 4 学生の活動の場の創出に関する目標を達成するための措置
- III. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
 - 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
 - 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
 - 3 人事制度と人材育成に関する目標を達成するための措置
 - 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
- IV. 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
 - 1 資金の安定確保に関する目標を達成するための措置
 - 2 資金の効果的使用及び透明性の確保に関する目標を達成するための措置
 - 3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置
- V. 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
 - 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
 - 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置
- VI. その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置
 - 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
 - 2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置
 - 3 情報セキュリティに関する目標を達成するための措置
 - 4 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

(3) 結果の公表・活用

自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会が「点検ポートフォリオ」にまとめ、大学ホームページへの掲載により公表している。「点検評価ポートフォリオ」を基に、学長、研究科長、教員及び職員は、各々の課題を明確にした上で、改善に取り組んでいる。

また、年度計画に対する自己点検・評価の結果は、「業務実績報告書」にとりまとめ、大学ホームページへの掲載により公表している。6年間の中期目標・中期計画に対する自己点検・評価の結果は、「中期目標期間業務実績報告書」にとりまとめ、大学ホームページへの掲載により公表している。

さらに、第三者機関である「公立大学法人評価委員会」が、本学の業務実績報告書に対して外部評価を行った報告書である「業務実績評価報告書」についても、大学ホームページに掲載することで公表するとともに、外部の評価を本学の改善に活かしている。

14. 認証評価

平成 29 年度に、学校教育法第 109 条に基づく機関別認証評価を受審し、日本高等教育評価機構から同機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。令和 6 年度には、3 回目となる機関別認証評価を大学教育質保証・評価センターにて受審する予定である。

専門分野別認証評価として、工学部では、教育の質を保証するために、技術者教育プログラムの自己点検・評価を実施し、全ての学科（機械工学科、電気工学科、応用化学科）が一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）の審査を受け、内容と水準が国際的に通用する技術者の教育として適切であるとの認定を受けている。また、薬学部薬学科では、薬学教育プログラムの自己点検・評価に取り組み、一般社団法人薬学評価機構（JABPE）による薬学教育プログラムの評価を受けることにより、質の高い薬剤師の養成に努めている。

15. 情報の公表

(1) 情報公表の方法

本学では、大学の公共性、公的な教育機関として社会的な説明責任を果たすために、従来から教育研究活動等の状況について、大学のホームページや刊行物等の各種広報手段を活用し、積極的に情報を公表している。大学の理念や目的、教育の特色などを掲載した「大学案内」、大学院の教育研究の特色を掲載した「大学院パンフレット」、教員が取り組む研究内容を掲載した「研究・教員紹介ブック」を作成し、広く関係団体に送付している。また、オープンキャンパスや研究室公開により、教育研究活動についての情報を提供している。

(2) 情報公表の内容

本学では、大学の公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすために、学校教育法(昭和22年法律第26号)第113条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の2の規定に基づき、本学における教育研究活動等の状況についての情報公表を行うことに関し、「山陽小野田市立山口東京理科大学教育研究活動等の情報公表に関する取扱要領」(平成28年要領第5号)を定めている。大学のホームページにある「情報の公表」のページにおいて、学校教育法施行規則第172条の2(教育研究活動等の情報の公表)に規定された教育研究活動等の状況に関する情報を次のとおり公表している。

① 大学の教育研究上の目的に関すること

(掲載場所) ホーム>大学紹介>情報の公表>1 大学の教育研究上の目的

<https://www.socu.ac.jp/summary/release.html>

② 教育研究上の基本組織に関すること

(掲載場所) ホーム>大学紹介>情報の公表>2 教育研究上の基本組織

<https://www.socu.ac.jp/summary/release.html>

③ 教育組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

(掲載場所) ホーム>大学紹介>情報の公表>3 教育組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

<https://www.socu.ac.jp/summary/release.html>

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

(掲載場所) ホーム>大学紹介>情報の公表>4 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数

<https://www.socu.ac.jp/summary/release.html>

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(掲載場所) ホーム>大学紹介>情報の公表>5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授

業の計画

<https://www.socu.ac.jp/summary/release.html>

- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
(掲載場所) ホーム>大学紹介>情報の公表>6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準
<https://www.socu.ac.jp/summary/release.html>
- ⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
(掲載場所) ホーム>大学紹介>情報の公表>7 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
<https://www.socu.ac.jp/summary/release.html>
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
(掲載場所) ホーム>大学紹介>情報の公表>8 授業料、入学料、その他の大学が徴収する費用
<https://www.socu.ac.jp/summary/release.html>
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
(掲載場所) ホーム>大学紹介>情報の公表>9 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
<https://www.socu.ac.jp/summary/release.html>
- ⑩ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
(掲載場所) ホーム>大学紹介>情報の公表>10 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
<https://www.socu.ac.jp/summary/release.html>
- ⑪ 動物実験委員会に関する情報
(掲載場所) ホーム>大学紹介>情報の公表>11 動物実験委員会に関する情報
<https://www.socu.ac.jp/summary/release.html>

(3) 経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示

本学では、大学院での修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報を整理して、学生や入学を志望する者に対して明示している。博士課程授業料半額減免制度、大学院入学金減免制度、奨学金制度、学内業務に従事させ給料を与えるティーチング・アシスタント制度、リサーチ・アシスタント制度の経済的支援やその条件を整理し、一覧的に確認できる形で、在学生向け書類である「大学院要覧」、「大学院履修の手引き」に掲載するとともに、大学ホームページから参照できるようにしている。

(4) 薬学研究科独自の情報公表

薬学研究科開設前の情報公表としては、大学案内及び大学ホームページへの設置構想の掲載、薬剤師のためのオープンキャンパス、薬学研究科学内進学説明会等により、文部科学省の認可がおりることを条件に薬学研究科を開設予定である旨の情報公表を行った。薬学研究科開設後の情報公表としては、大学全体のものとは別に薬学研究科独自のホームページを開設することにより、求める学生像や教育研究の特徴を分かりやすく伝える工夫を行う。

1 6. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する計画について

本学では、「山陽小野田市立山口東京理科大学 FD 委員会規程」（平成 28 年規程第 138 号）に基づき、「ファカルティディベロップメント委員会（FD 委員会）」を設置し、教育の質的向上に向けた教育の改善及び教授技能の向上に関する組織的な研修を行っている。

主な取り組みは次のとおりである。

① FD 研修会

授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修の一環として、外部講師による FD 研修会を企画し開催している【資料 26】。

② 授業観察

教育活動の中核である授業を教員同士が観察・点検する「授業観察」を実施している。教員が自らの授業を他の教員に公開し、授業の進め方や教え方は適切であるか、授業はシラバス通りに進められているか、学生からの要望事項を取り入れ授業の改善を行っているか、授業法改善に取り組むべき点はないか等について点検・評価を行い、教育の持続的な改善・向上に取り組んでいる。

③ 研究授業

教員相互の授業観察結果と、学生による授業評価が高い授業を選定し、教員が授業を参観するとともに、授業担当教員と参観教員との意見交換・ワークショップを行い、優れた教授法と教育技能を教員間で共有する「研究授業」を実施し、各教員が独自に工夫・蓄積した授業方法を共有することで、相互の授業改善に役立てている。

④ 学生による授業評価アンケート

教育内容に関する具体的な課題を顕在化し、教育改善に向けた取り組みの更なる質向上を実現することを目的に、授業評価アンケートを実施している。アンケートの集計結果に対して授業担当教員から学生にコメントを提出することができ、授業担当教員からのコメントは授業評価アンケート結果に付記されて学生に開示される。授業評価アンケートで評価の平均値が 3 未満（最高値 5、最低値 0）の場合又は自由記入欄で「授業で改善してほしい点」が書かれていた場合は、授業担当者は「教育改善報告書」を FD 委員会に提出することとなっている。

⑤ 教育効果の自己点検評価

授業担当教員は、授業科目の採点表の作成と同時に、成績評価の割合、シラバスの遵守、試験難易度の適正評価、教授法の改善について「教育効果測定結果報告書」に自己点検結果を記載し FD 委員長に提出する。教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有するとともに、当該科目の合格者の割合が 65%に満たない場合には、次年度の授業観察対象となり、FD 委員が当該教員の授業を観察する仕組みとなっている。

⑥ 東京理科大学との薬学合同 FD 研修

本学の姉妹校である東京理科大学薬学部、東京理科大学大学院薬学研究科と、薬学に関する合同

FD 研修を実施している。

⑦ 学生が参加する FD セミナー

本学の FD 委員会では、FD 活動を学生、教員、職員で取り組むものと位置付け、学生と教員、職員との合同 FD セミナーを開催している。

⑧ コロキウム

薬学研究科では、上記の取り組みに加え、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究として、工学研究科との合同コロキウムを行う。

(2) 学識を教授するために必要な能力を培うための機会（プレFD）

本学では、大学院の学生を対象に、学識を教授するために必要な能力を培うための機会として、ティーチング・アシスタント制度による実践的な教育経験の機会を提供している。ティーチング・アシスタントとなる学生には、これから大学教員になろうとする学生がいることも踏まえながら、プレFDとして「ティーチング・アシスタント研修会」を開催し、教育補助者としての心得と役割、業務内容、講義、演習、実験実習、授業毎の具体的な業務内容について必要な研修に取り組んでいる。

(3) 大学職員に必要な知識・技能を習得させるための研修等の取組について

本学では、「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学 SD 委員会に関する規程」（平成 28 年規程第 135 号）に基づき、「スタッフ・ディベロップメント委員会（SD 委員会）」を設置し、事務職員、教育職員をはじめ、理事、学長、副学長、学部長、研究科長等の執行部も対象に、職員の能力及び資質を向上させるための組織的な研修を行っている【資料 26】。

また、次のとおり、研究に関する専門的な教育研修に取り組んでいる。

① 研究倫理教育・研究コンプライアンス教育

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（文部科学大臣）を踏まえ、職員及び学生が研究倫理に関する知識や技術を身に付けられるように、毎年度、研究倫理教育及び研究コンプライアンス教育を実施し、研究倫理に関する規範意識の徹底と健全な研究活動を遂行できるように取り組んでいる。

② 情報セキュリティ教育

本学では、職員及び学生に対して、情報倫理と情報セキュリティ教育を実施することを定めており、情報セキュリティに対する意識やリテラシーを高め、インシデントを未然に防ぐ措置として、毎年度、情報セキュリティ教育プログラムを実施し、健全な研究活動を遂行できるように取り組んでいる。

③ X線作業従事者教育訓練

研究活動において、本学内、外部の大学、研究機関あるいは事業所等において X線装置等を利用

する職員及び学生に対し、放射線障害防止法（R I 法）及び電離放射線障害防止規則（電離則）に基づき、毎年度、X線作業従事者教育訓練を実施している。

④ 放射線業務従事者教育訓練

研究活動において、外部の大学、研究機関あるいは事業所等において放射線管理区域に入域する職員及び学生に対し、放射線障害防止法（R I 法）及び電離放射線障害防止規則（電離則）に基づき、毎年度「放射線業務従事者教育訓練」を実施している。

⑤ 動物実験講習会

研究活動において、動物実験を行う職員及び学生に対し、文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」及び日本学術会議「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」等に基づき、毎年度、動物実験講習会を実施している。

⑥ 遺伝子組換え実験安全講習会

研究活動において、遺伝子組換え実験等を行う職員及び学生に対し、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多用性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）等に基づき、毎年度、遺伝子組換え実験安全講習会を実施している。

このほか、山口県の高等教育機関が相互に連携・協力し、県内の高等教育全体の質的向上に資することを目的とした「大学リーグやまぐち」が開催する SD セミナーに事務職員を派遣し職員の資質向上に努めている。

さらに、一般社団法人公立大学協会が開催する SD 研修会に、理事長、学長、理事、監事、副学長等の執行部や事務職員が参加することで、法人及び大学運営の改善等に資するとともに、設立母体である自治体との職員の人事交流や、姉妹校である東京理科大学との職員の人事交流を通し、大学間又は異業種間との協同により職員の資質向上を図る取り組みも行っている。

以上